

認定看護師教育機関審査要項

2025 年度

公益社団法人 日本看護協会

目次

I. 認定看護師教育機関審査の流れ	1
1. 認定審査（B 課程認定看護師教育機関のみ）	1
2. 認定確認・認定更新審査	2
II. 認定看護師教育機関審査の実施要領	3
1. 認定審査	3
2. 認定確認	4
3. 認定更新審査	5
III. 認定看護師教育機関審査の申請方法	6
1. 認定審査	6
2. 認定確認・認定更新審査	7
IV. 申請書の送付先及び問合せ先	7
V. 個人情報保護方針	7
VI. 教育機関認定後の情報提出・届出等	8
1. 年次情報の提出	8
2. 実習施設の追加・変更に関する情報の届出	8
3. 教育機関の実習指導体制（非常勤講師が補完的に実習指導にあたる場合）に関する情報	9
4. 休講・閉講の届出	9
5. 教育機関認定後の情報提出・届出等 提出情報一覧	9
6. 再開講の申請	10

【特定行為研修を組み込んでいない教育課程（A 課程認定看護師教育機関）】

別添 A-1	認定看護師教育機関認定の要件	12
別添 A-2	認定看護師教育基準カリキュラム運用基準	20
別添 A-3	合同講義の実施基準（A 課程）	23
別添 A-4	認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び実習施設の医療実績に関する報告事項	24
別添 A-5	特定看護分野の実務研修内容の基準	45

【特定行為研修を組み込んでいる教育課程（B 課程認定看護師教育機関）】

別添 B-1	認定看護師教育機関認定の要件	50
別添 B-2	認定看護師教育基準カリキュラム運用基準	58
別添 B-3	合同講義の実施基準（B 課程）	62
別添 B-4	認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び実習施設の医療実績に関する報告事項	64
別添 B-5	特定看護分野の実務研修内容の基準	83

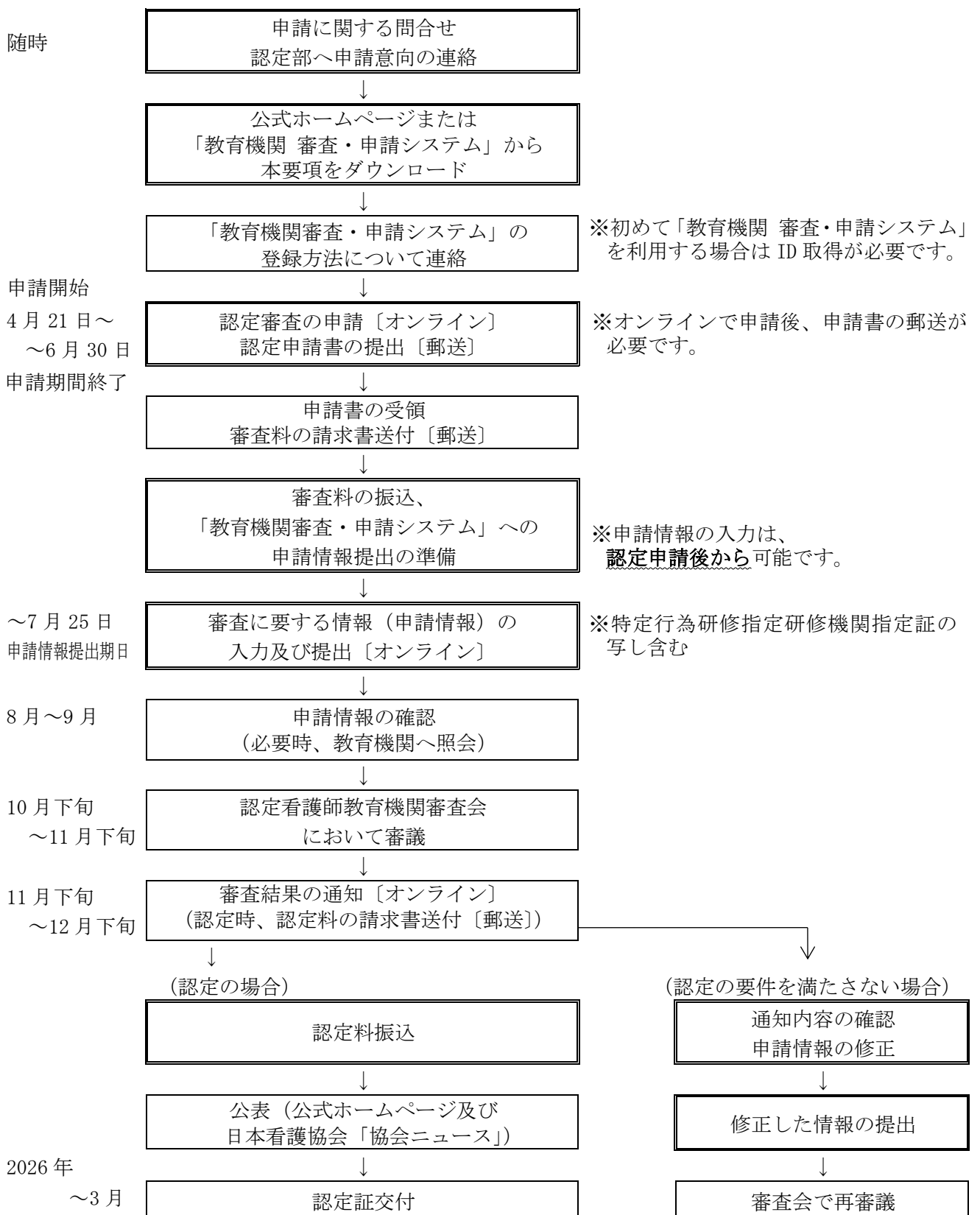
【共通事項】

別添 1	e-ラーニングの実施基準	87
別添 2	遠隔授業実施にあたっての注意事項	88
別添 3	認定看護師教育機関 認定審査・認定確認・認定更新審査 申請情報一覧	89
1.	認定審査	89
2.	認定確認	90
3.	認定更新審査	91
別添 4	認定看護師教育機関審査料及び認定料	92
公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程		94

I. 認定看護師教育機関審査の流れ

1. 認定審査（B 課程認定看護師教育機関のみ）

☐ 教育機関 ☐ 日本看護協会



※特定行為研修指定研修機関に申請中の場合、指定証の交付後、その写しを提出してください。
認定看護師教育機関の認定登録は、指定証の写しの確認後となります。

2. 認定確認・認定更新審査

対象：認定確認（開講の翌年度）

認定更新審査（資格の有効期間満了となる年度）

☐ 教育機関 ☐ 日本看護協会 ☐ 両機関

4 月中

認定確認・認定更新審査の対象機関への連絡



公式ホームページまたは
「教育機関 審査・申請システム」から
本要項をダウンロード

申請開始

5 月 7 日～
～6 月 2 日

認定確認・更新審査の申請〔オンライン〕
各申請書の提出〔郵送〕

※オンラインで申請後、
申請書の郵送が必要です。

申請期間終了



申請書の受領
申請料・審査料の請求書送付〔郵送〕



申請料・審査料の振込



7～8 月

実地調査日時の調整



～7 月 11 日
申請情報提出期日

審査に要する情報（申請情報）の
入力及び提出〔オンライン〕

※申請情報の入力は、
各申請後から可能です。



7 月～9 月

申請情報確認・審査



10 月～11 月

実地調査



実地調査報告書の作成



12 月～
2026 年 1 月

認定看護師教育機関審査会
において審議



1 月～2 月

認定確認・更新審査結果の通知〔オンライン〕



※認定更新のみ（認定の場合）

認定登録手続き
認定料振込



認定証交付〔郵送〕

※認定確認の場合は、確認結果の
通知をもって終了

（要件を満たさない場合）

再申請手続き〔オンライン〕



情報を再提出〔オンライン〕



認定看護師教育機関審査会
において再審議



再審査結果の通知

Ⅱ．認定看護師教育機関審査の実施要領

1. 認定審査

認定看護師制度規程第 18 条に基づき、認定看護師を養成するために必要な基準を満たしている教育機関を認定看護分野の教育課程ごとに認定看護師教育機関として認定する。

1) 審査内容及び審査方法

教育機関が認定看護師制度規程第 19 条 2 項に基づく「認定看護師教育機関認定の要件（別添 A-1：P. 12～19（A 課程）、別添 B-1：P. 50～57（B 課程））」を満たしているか審査する。審査は、申請内容を基に認定看護師教育機関審査会（以下、教育機関審査会）が行う。

2) 審査結果

(1) 教育機関審査会は、教育機関認定の要件を満たしている教育機関を、認定看護師教育機関として認定する。

(2) 教育機関審査会は、条件（※1）を付した上で教育機関として認定する場合がある（条件付き認定）。

(3) 認定、条件付き認定のいずれの場合も、改善要望として付帯事項（※2）を付記する場合がある。

※1：条 件：教育機関認定の要件に該当し、満たすことが必須である事項

※2：付帯事項：教育機関として満たすことが望まれる事項や、検討することにより更に適切な運営になると考えられる事項

(4) 審査結果は「教育機関 審査・申請システム」にて通知する。

3) 再申請手続き

教育機関認定の要件を満たしていないと判定された教育機関は、再申請を行うことができる。

4) 登録及び認定証の交付

日本看護協会は、認定された教育機関を、認定看護師教育機関名簿に登録し認定証を交付する。

※認定看護師教育機関としての有効期間は、名簿に登録された日（以下、名簿登録日）から 7 年経過した日が属する年度末までです。

5) 公表

日本看護協会は、認定看護師教育機関名簿に登録した教育機関を公式ホームページで公表する。

※申請書提出後は、「認定申請中」であることを明記すれば、申請者の責任において研修者募集のための広報等を実施可能です。

2. 認定確認

1) 目的

認定看護師教育機関として認定された教育機関が教育機関認定の要件を実際に満たしていることを確認する。(認定看護師制度規程第 22 条)

2) 確認時期

教育課程開講の翌年度 (認定看護師制度規程第 22 条)

※認定確認を受ける教育機関は、申請時点において当該の教育課程を開講していることが必要です。

認定確認を受けなかったときは、認定が取り消しとなります。(認定看護師制度規程第 26 条)

※対象機関には本会から通知します。

3) 確認内容及び確認方法

教育機関が認定看護師制度規程第 19 条 2 項に基づく「認定看護師教育機関認定の要件 (別添 A-1 : P. 12~19 (A 課程)、別添 B-1 : P. 50~57 (B 課程))」を満たしているか確認する。認定確認は、申請情報及び実地調査の結果等を基に教育機関審査会が行う。

4) 確認結果及び通知方法

- (1) 教育機関審査会は、確認結果に基づき教育機関に、条件 (※1)、または改善要望として付帯事項 (※2) を付記することがある。

※1 : 条 件 : 教育機関認定の要件に該当し、満たすことが必須である事項

※2 : 付帯事項 : 教育機関認定の要件に該当しないが満たすことが望まれる事項や、検討することにより更に適切な運営になると考えられる事項

- (2) 確認の結果は、「教育機関 審査・申請システム」にて通知する。

5) 再申請の手続き

教育機関認定の要件を満たしていないと判定された教育機関は、再申請を行うことができる。

3. 認定更新審査

1) 目的

認定看護師制度規程第 23 条に基づき、認定看護師を養成するために必要な基準を満たしている教育機関を認定看護分野の教育課程ごとに認定看護師教育機関として資格を更新する。

※A 課程認定看護師教育機関の認定更新審査は 2025 年度まで実施する。なお、2020 年度以降の更新審査は有効期限を 2026 年度までとする。

2) 審査時期

資格の有効期間が満了する年度（認定看護師制度規程第 23 条）

なお、更新を受けようとする教育機関は申請時において、申請を行おうとする教育課程を開講していなければならない。認定更新審査を受けなかったときは、資格を喪失する。（認定看護師制度規程第 24 条、25 条）

■延長申請

- ・ 認定更新審査の対象年度に休講の教育機関は、資格の有効期間を延長することができる。（認定看護師制度規程第 24 条 2 項）
- ・ 延長期間は教育機関審査会が決定する。（認定看護師制度規程第 24 条 3 項）

※数年にわたり休講し今後の開講予定がない場合等、延長が認められない可能性があります。資格の有効期間を延長する場合は、延長する理由とあわせて今後の開講予定（B 課程への移行を含む）を報告してください。

※申請方法については、「教育機関 審査・申請システム 操作マニュアル」をご参照ください。

3) 審査内容及び審査方法

教育機関が認定看護師制度規程第 19 条 2 項に基づく「認定看護師教育機関認定の要件（別添 A-1：P. 12～19（A 課程）、別添 B-1：P. 50～57（B 課程））」を満たしているか審査する。認定更新審査は、原則として申請情報及び実地調査の結果等を基に教育機関審査会が行う。

4) 審査結果

(1) 教育機関審査会は、教育機関認定の要件を満たしている教育機関を、認定看護師教育機関として資格を更新する。

(2) 教育機関審査会は、条件（※1）を付した上で教育機関の認定を更新する場合がある（条件付き認定）。

(3) 認定、条件付き認定のいずれの場合も、改善要望として付帯事項（※2）を付記する場合がある。

※1：条 件：教育機関認定の要件に該当し、満たすことが必須である事項

※2：付帯事項：教育機関認定の要件に該当しないが満たすことが望まれる事項や、検討することにより更に適切な運営になると考えられる事項

(4) 審査結果は「教育機関 審査・申請システム」にて通知する。

5) 再申請の手続き

- (1) 教育機関認定の要件を満たしていないと判定された教育機関は、指定期間内に再申請を行うことができる。
- (2) 指定期間内に再申請を行わない場合は、有効期限をもって認定看護師教育課程の認定を失効する。

6) 登録及び認定証の交付

日本看護協会は、資格を更新された教育機関の認定看護師教育機関名簿を更新し認定証を交付する。

Ⅲ. 認定看護師教育機関審査の申請方法

1. 認定審査

1) 審査申請期間

2025 年 4 月 21 日（月）～6 月 30 日（月）

2) 申請情報の提出期日

7 月 25 日（金）締切

3) 申請方法

(1) 審査申請・申請書送付

申請期間内に、「教育機関 審査・申請システム」上で申請を行い認定申請書を出力し、公印押印の上、郵送する。

※認定申請書の教育機関名は、認定証作成時に使用するため正式名称を記載してください。

「教育機関 審査・申請システム」の教育機関情報に登録の教育機関名と同一としてください。

(2) 申請情報の提出

審査申請後、「教育機関 審査・申請システム」上で要件ごとに申請情報を入力し、提出期日までに申請情報を提出する。

※提出が必要な申請情報は、「認定看護師教育機関 認定審査・認定確認・認定更新審査 申請情報一覧」（別添 2：P. 88～90）をご確認ください。

※システムご利用に際しては、「教育機関 審査・申請システム操作マニュアル」をご参照ください。

(3) 審査料振込

申請後、日本看護協会から送付される審査料の請求書に記載の金額を、指定の口座に振り込む。

※「認定看護師教育機関審査料及び認定料」（別添 4：P. 91～92）をご参照ください。

2. 認定確認・認定更新審査

1) 審査申請期間

2025 年 5 月 7 日（水）～6 月 2 日（月）

2) 申請情報の提出期日

7 月 11 日（金）締切

3) 申請方法

(1) 審査申請・申請書送付

申請期間内に、「教育機関 審査・申請システム」上で申請を行い各申請書を出力し、公印押印の上、郵送する。

※更新申請書の教育機関名は、認定証作成時に使用するため正式名称を記載してください。

「教育機関 審査・申請システム」の教育機関情報に登録の教育機関名と同一としてください。

(2) 申請情報の提出

申請後、「教育機関 審査・申請システム」上で要件ごとに申請情報を入力し、提出期日までに申請情報を提出する。

※提出が必要な申請情報は、「認定看護師教育機関 認定審査・認定確認・認定更新審査 申請情報一覧」（別添 2：P. 88～90）をご確認ください。

(3) 審査料・申請料振込

申請後、日本看護協会から送付される審査料・申請料の請求書に記載の金額を、指定の口座に振り込む。

※「認定看護師教育機関審査料及び認定料」（別添 4：P. 91～92）をご参照ください。

※システムご利用に際しては、「教育機関 審査・申請システム操作マニュアル」をご参照ください。

IV. 申請書の送付先及び問合せ先

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会 認定部 認定看護師教育機関担当 E-mail cn@nurse.or.jp
--

V. 個人情報保護方針

日本看護協会における個人情報保護方針に準ずる。

URL : <https://www.nurse.or.jp/privacy/index.html>

VI. 教育機関認定後の情報提出・届出等

認定看護師教育機関として認定された機関は、開講状況や教員等に関する情報や届出を定められた期限までに提出する。提出書類を基に教育機関審査会にて確認、必要時審議を行う。

1. 年次情報の提出

認定看護師教育機関・教育課程ごとに以下のとおり提出する。

※提出期限に間に合わない場合は、その理由と提出予定日について、事前に認定部までご連絡ください。

1) 教員に関する情報

情報	提出が必要な教育機関	提出期限
2026 年度 主任・専任教員リスト	全教育課程	2026 年 2 月 13 日
教員履歴書	2025 年度の教員体制（主任・専任教員リスト）から変更（主任・専任教員の区分の変更を含む）がある教育課程	2026 年 2 月 13 日

※「主任・専任教員リスト」は、前年度から変更がない場合も提出してください。

※主任・専任教員については、「認定看護師教育機関認定の要件（Ⅴ. 教員：A 課程 P. 15～17、B 課程 P. 53～55）」を満たしているか、教育機関審査会で審議いたします。

※年次情報提出後に教員の変更が生じた場合や、年度途中で教員の変更が生じた場合には、審査会での審議が必要となるため、速やかに認定部にご連絡ください。

2) 修了実績・開講予定に関する情報

情報	提出が必要な教育機関	提出期限
2026 年度 開講予定（募集定員数等）	全教育課程	2026 年 2 月 13 日
2026 年度 入学者数等		2026 年 2 月 13 日 （入学者確定次第）
2025 年度 実績（修了者数等）		2026 年 2 月 13 日 （修了者確定次第）

2. 実習施設の追加・変更に関する情報の届出

情報	提出が必要なケース	提出期限
実習施設リスト	- 新規実習施設（承認されていない実習施設）を使用する場合 - 新規実習指導者（承認されていない実習指導者）に変更・追加になる場合	原則 開講 2 か月前
実習施設の概要 （臨地実習：看護実践実習施設） （臨地実習：見学実習）		

※実習施設、実習指導者に変更がない場合は、提出は不要です。

※届出があった場合、「認定看護師教育機関認定の要件（Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習：A 課程 P. 12～13、B 課程 P. 50～51）」を満たしているかについて、教育機関審査会で審議いたします。

※原則として開講 2 か月前までの提出が必要ですが、間に合わない場合は事前に認定部に連絡のうえ、実習開始 1 か月前までに提出してください。

3. 教育機関の実習指導体制（非常勤講師が補完的に実習指導にあたる場合）に関する情報

情報	提出が必要な教育機関	提出期限
教員履歴書	実習施設数が多く主任・専任教員のみで対面による指導が十分に行えず、非常勤講師が補完的に実習指導にあたる教育課程	開講月の前月末日 〔例：4月開講の場合 前年3月31日〕

※当該非常勤講師が「認定看護師教育機関認定の要件（Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習 2）-（2）-③：A 課程 P. 13、B 課程 P. 51）」を満たしているか、教育機関審査会での確認が必要となります。教員履歴書の提出方法について別途ご説明いたしますので、事前に認定部にご連絡ください。

4. 休講・閉講の届出

休講または閉講することが決定した場合、以下のとおり提出する。

届出の種類	対象機関	提出期限
休講	休講が決定した教育課程	決定次第～2026年2月2日
閉講	閉講が決定した教育課程	決定次第～2026年2月2日

5. 教育機関認定後の情報提出・届出等 提出情報一覧

提出情報	提出対象機関		提出方法
	全機関	該当機関	
2026年度 開講予定	○		教育機関審査・申請システム上に提出
2026年度 入学者数等	○		
2025年度 修了実績	○		
2026年度 主任・専任教員リスト	○		
教員履歴書		○	
実習施設リスト		○	
実習施設の概要 （臨地実習：看護実践実習） （臨地実習：見学実習）		○	
休講		○	教育機関審査・申請システム上に提出 及び閉講届出書の郵送提出
閉講		○	

※提出方法の詳細については、提出時期が近づきましたらあらためてご連絡いたします。

6. 再開講の申請

1) 更新審査の延長申請を行い、その翌年度に再開講する場合、以下の手順により手続きを行う。

(1) 再開講の申請を行う。

申請期日：再開講の前年度 8 月末

申請方法：「教育機関 審査・申請システム」でのオンライン申請

(2) 申請情報を提出する。

申請情報	提出方法	提出期日
主任・専任教員リスト 教員履歴書	「教育機関 審査・申請システム」での オンライン申請	再開講の時期に 応じて所定期日 までに提出 ※1
シラバス/教員一覧		
実習施設リスト 実習施設情報		

※1 申請情報の提出期日

再開講月	提出期日	審査会確認時期
4 月～7 月	再開講の前年度 8 月末	10 月～11 月開催予定
8～9 月	再開講の前年度 10 月末	12 月予定
10 月	再開講の前年度 11 月末	2～3 月開催予定

2) 上記 1) を除く休講から再開講する場合

※再開講が決定しましたら認定部までメールにてご連絡ください。

特定行為研修を組み込んでいない教育課程
(A 課程認定看護師教育機関)

別添 A-1

認定看護師教育機関認定の要件
(A 課程認定看護師教育機関)

認定看護師教育機関（教育課程）として認定されるためには、次の各項目に定める要件をすべて満たしていなければならない。また、既に認定された機関が、他の認定看護分野の教育課程を開設する場合は、その都度教育機関（教育課程）の認定審査を受けなければならない。

なお、この要件は教育機関審査会によって適宜見直されるが、申請受付から審査完了までに要件の変更があった場合には、原則として申請受付時の要件に基づいて審査する。

下線部：前年度からの変更箇所

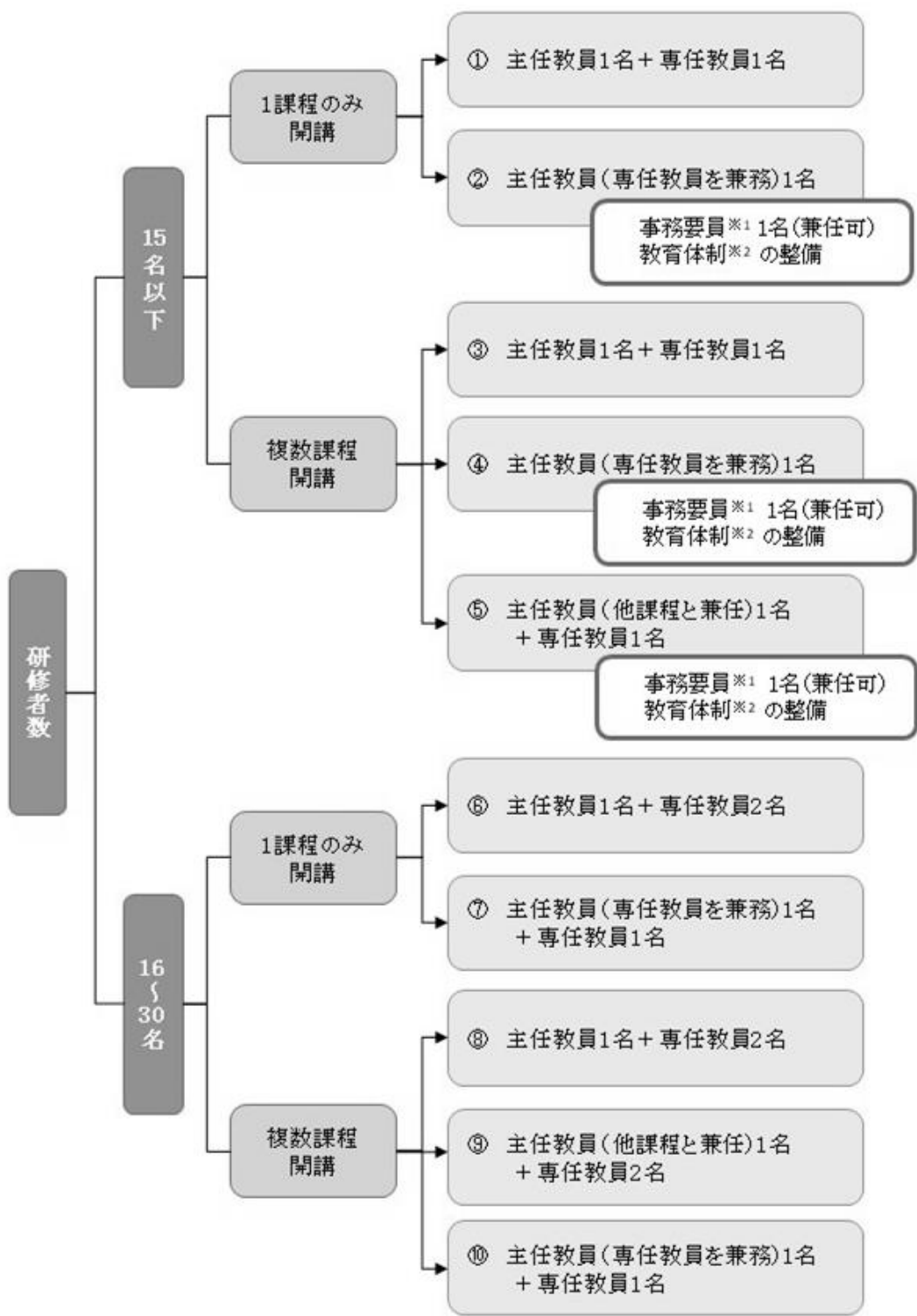
項目	要件
I. 教育組織	1. 認定看護師教育課程（以下、教育課程）として主体的な運営が可能となるよう組織内で適切に位置づけられている。 1) 設置主体が大学の場合は、基礎教育と明確に区別するため大学直属または学部から独立した組織とする。 2) 設置主体が医療機関の場合は、院内教育と明確に区別するため医療機関直属または看護部から独立した組織とする。 2. 運営責任者が明確であり、教育課程運営のための規程等が整備されている。
II. 教育理念及び教育目的	1. 教育理念及び教育目的が明確であり、認定看護師の教育機関として適切である。 2. 開設する課程は、認定看護師制度規程第 2 条の規定により認定看護分野として認められている。 【教育理念及び目的に関する留意点】 (1) 教育機関としての教育理念を定める。 (2) 複数の教育課程を開講する場合は、全分野に共通する教育理念とする。 (3) 教育課程としての教育目的を定める。 (4) 教育目的は、認定看護師教育基準カリキュラムで定めている各分野の「目的」に沿うものとする。
III. 教育課程 1. カリキュラム	1) 認定看護師の教育を均質にするため、『認定看護師教育基準カリキュラム運用基準』（別添 A-2：P. 20～22）を遵守したものである。
2. 臨地実習	1) 臨地実習は、その認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラム（以下、教育基準カリキュラム）に基づき目的や目標、内容や方法、評価が明確であり、その認定看護分野において熟練した看護技術と知識を修得するに相応しいものである。 2) 実習施設、実習指導体制は以下を満たすものである。ただし、見学実習のみを行う施設は適用外とする。 (1) 実習施設の要件 ① 認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できる。（別添 A-3：P. 24～44） ② 認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件を満たしている。（別添 A-3：P. 24～44）

項目	要件
Ⅲ. 教育課程 2. 臨地実習 (前項続き)	(2) 実習指導体制の要件 ①実習指導者の要件 a. 実習施設に所属する当該認定看護分野の認定看護師である。 b. 当該分野の認定看護師を実習指導者として確保できない場合には、<u>以下を前提に、その分野での経験を5年以上有する者を実習指導者とすることができる。</u>なお、主任教員、専任教員は実習指導者になることはできない。 <u>・専任教員が当該分野の認定看護師であること。</u> <u>・研修者が体験を通して当該分野の認定看護師の3つの役割（実践・指導・相談）を学ぶことができるよう、主任教員・専任教員が支援体制を整えること。</u> c. 実習指導者は、実習期間中、専任である。なお、専任とは以下の体制を指す。 ・実習期間中、一貫して研修者の実習指導を実施できる。 ・実習指導を教育機関の定める実習時間内に実施できる。 ・日々の実習において、研修者へ十分に対応できる。 ・実習指導者の勤務形態は問わない。 ②研修者の配置 ・1施設当たりの研修者の配置人数は複数名である。 ・実習指導者1人当たりの研修者の受け持ち数は、2～3名程度とすることが望ましい。 ③教育機関の指導体制 a. 主任・専任教員が担当し定期的に対面での指導が行われている。 b. 実習施設数が多く主任・専任教員のみで対面による指導が十分に行えず、非常勤講師が補完的に実習指導にあたる場合には、その非常勤講師は専任教員の要件（V-1-2）：P.15）と同等の能力を有すると審査会が認めた者である。 【実習施設の選定に関する留意点】 (1) 研修者の負担とならないよう、実習施設の地理的条件を考慮する。 (2) 遠隔地の実習施設を選定する場合においても、定期的に主任または専任教員による対面での指導が行われるよう指導体制や指導方法を調整する。 (3) 実習施設の設置主体が一定の団体や企業に偏らないよう調整する。 (4) 研修者本人が所属する施設で臨地実習を行わない。 【実習における患者の個人情報に関する留意点】 (1) 実習における患者等の個人情報については、実習施設外への持ち出しや第三者に漏洩しないよう実習要項等に明記する。 (2) (1) について、教員は研修者に対し遵守するよう周知・指導する。
3. 教育期間	教育期間は6か月以上1年以内であり、原則として連続（集中）した昼間の教育である。平日の夜間、土・日曜日等の（分散した）教育も可とするが、実習は昼間の集中した教育とする。

項目	要件
4. ハラスメント防止対策	1) 研修者及び教職員に適用されるハラスメント防止に関する規程及び組織があり、対応体制を整備し適切に運営している。 2) ハラスメントに関する相談窓口や相談に必要な手続き等について、履修要項やパンフレット等に明記し、研修者等に周知している。
5. 個人情報保護	1) 個人情報の取得・保管・廃棄等については教育機関で規定を定める。また、規定を遵守し適切に取り扱っている。 2) 研修者に個人情報を適切に取り扱うよう周知している。
6. その他	1) 教育の質の維持・改善のための取り組み（教育内容の評価や教員の研鑽等）を継続的に行っている。 2) 課程全般をとおして、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に関する対応体制（新興感染症に限らない感染症全般に関するもの）について、記載している。 3) 研修者が開講年度内に修了できるよう適切に対応している。また、休講または閉講する場合は、未修了者への特段の配慮を行っている。 4) 入学審査料、入学金、受講料等の他、研修者の自己負担となる全ての費用（実習費等）を募集要項等に明記し、研修者に周知している。 5) 入学者から納入された入学金・受講料の返還及び退学・休学する研修者の授業料等の取扱いについて、募集要項や履修要項等に明記し、研修者に周知している。
IV. 研修者 1. 入学要件	1) 教育機関の入学要件は、以下の各項目を遵守したものである。 (1) 日本国の看護師免許を有する。 (2) 上記の免許取得後、通算 5 年以上実務研修（そのうち通算 3 年以上は特定看護分野の実務研修）をしている。特定看護分野の実務研修は『特定看護分野の実務研修内容の基準』（別添 A-5 : P. 45～47）を満たしている。
2. 入学者選考	1) 入学審査時に入学要件について書類審査を実施している。 2) 倫理上の観点から、入学選抜時の申請書類に健康診断書の提出を義務付けていない。 3) 入学者選考に対する開示請求があった場合の対応が明確である。 4) 入学者の選考方法及び開示請求の対応を募集要項等に明記し受験者に周知している。 【入学者選考に関する留意点】 (1) 特定看護分野の実務研修施設は、当該分野の認定看護師が勤務している施設を基本とするが、当該分野の認定看護師がいない場合であっても、書類審査により『特定看護分野の実務研修内容の基準』（別添 A-5 : P. 45～47）を満たすと認められた場合は、研修施設とみなすことができる。 (2) 実務研修について、フルタイム勤務でない場合には、1,800 時間以上の勤務時間をもって 1 年相当とみなすことができる。 (3) 入学者選考時には辞退等を考慮し、定員の 1 割増を限度として合格とすることができる。

項目	要件
3. 修了要件	教育課程の修了要件は、以下の各項目を遵守したものである。 1) 当該分野の教育基準カリキュラムで必修と定める全教科目（共通科目、専門基礎科目、専門科目、学内演習、臨地実習）において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上の出席がある。 2) 教育機関の定める各教科目の試験に合格している。 3) 教育機関の定める修了試験に合格している。
4. 修了試験	1) 修了試験の範囲には、当該分野の教育基準カリキュラムで必修と定める全教科目（共通科目、専門基礎科目、専門科目、学内演習、臨地実習）を含んでいる。 2) 修了試験には教育基準カリキュラム外に設定した教科目等は含まれない。 3) 修了試験の内容と方法を明確にし、実施している。 4) 認定看護師に求められる能力を習得したかを確認するため、教育基準カリキュラムの「期待される能力」に基づき評価している。 5) 修了判定の方法及び評価基準を、募集要項や履修要項等に明記し、研修者に周知している。
V. 教員 1. 教員・非常勤講師	1) 主任教員の資格 以下に該当し、当該分野に関連する臨床実践経験を有する者である。 (1) その認定看護分野において高度な教育上の能力が認められる者。 ＊ その認定看護分野における教育経験があることが望ましい。 ＊ 看護系大学大学院修士課程以上を修了していることが望ましい。 ＊ 特定行為研修制度に造詣があることが望ましい。 2) 専任教員の資格 以下のいずれかに該当し、かつ、その認定看護分野における最近の臨床実践経験を有する者である。 (1) 当該分野の認定看護師の資格を有し、認定看護師としての経験を有する者。 (2) 当該分野に関連する専門看護師の資格を有し、専門看護師としての経験を有する者。 (3) 当該分野において高度な看護実践能力を認められる者。 (4) 上記と同等以上の能力が認められる者。 ＊ その認定看護分野において教育上の能力を有することが望ましい。 3) 非常勤講師について 当該分野の認定看護師、または当該分野に関連する専門看護師の資格を有する者を含める。 【専任教員の選定に関する留意点】 (1) 専任教員のうち、少なくとも1人は当該分野の認定看護師資格を有する者となるよう努める。 (2) 教育経験が少ない者を専任教員とする場合は、認定看護師の教育課程の専任教員として役割が担えるよう、他の教員によるサポート体制を整える。 (3) 専任教員の資格(2)～(4)に該当する者を専任教員とする場合は、認定看護師教育を行う上で必要な当該分野の認定看護師の役割や機能を学べるよう申請前に研修を行い、申請時に報告書（様式自由）を提出する。

項目	要件						
V. 教員 1. 教員・非常勤講師 (前項続き)	【非常勤講師の選定に関する留意点】 (1) 講師 1 人当たりの担当時間数は適切に設定されており、また担当する教科目が教育上効果的であるよう配慮されることが望ましい。 (2) 1 つの教科目を複数の講師で担当する場合は、講義内容に重複や不足がないよう十分調整する。						
2. 教員の配置	1) 主任教員は認定看護分野ごとに 1 名の配置である。ただし、複数課程を同時に開講している場合は、他の課程の主任教員と兼任することができる（その場合、双方の分野に関連する臨床実践経験を有する者とする）。 2) 専任教員は、研修者数に応じて認定看護分野ごとに必要数を配置する（表 1）。さらに、定員数が 15～20 名増すごとに 1 名を増員する。 表 1 専任教員の定数 <table border="1"> <tr> <th>定員数</th><th>専任教員の人数</th></tr> <tr> <td>1～15 名</td><td>1 名以上*</td></tr> <tr> <td>16～30 名</td><td>2 名以上</td></tr> </table> 3) 専任教員は開講期間中、当該教育課程の専従である。土・日曜日等の分散開講の場合には、開講日は専従である。 4) 定員数が 15 名以下で、以下のいずれかに該当する場合は、教育機関内におけるサポート体制を整備する。加えて、開講期間中に教員の業務を補助する専任の事務要員を配置する（複数課程を同時に開講している場合は兼任が可能）。 (1) 主任教員と専任教員を兼務し、教員 1 名で運営を行う場合 (2) 複数課程を同時に開講し、主任教員が他の課程と兼任する場合 * 臨地実習においては、必要時実習指導にあたる非常勤講師等を別途確保することができる（要件等については 2. 臨地実習の 2) (2) ③教育機関の指導体制を参照） 【教員の配置に関する留意点】 (1) 主任教員は、専任教員を兼務することができる（その場合、主任教員ならびに専任教員の資格双方を満たす者とする）。ただし、他の課程の主任教員を兼任している場合を除く。 (2) 専任教員は、教育課程運営準備等の活動ができるよう、開講期間の前後に専従期間を確保することが望ましい。 (3) 分散開講の場合、開講日以外は研修者の相談等に対応できる体制を調整する。	定員数	専任教員の人数	1～15 名	1 名以上*	16～30 名	2 名以上
定員数	専任教員の人数						
1～15 名	1 名以上*						
16～30 名	2 名以上						



イメージ図:定員数に応じて考えられる教員配置のパターン

※1 事務要員:教員の業務を補助する事務要員
※2 教育体制の整備:教育機関内におけるサポート体制の整備

項目	要件
VI. 委員会 1. 入試委員会	1) 入試の実施に関することを公正に審議するため、入学者選考の実施に関する規程等が整備されている。 2) 専任教員等によって構成された入試委員会が設置されており、その運営が規程に基づき適切に行われている。 3) 入試委員会の構成は、以下の各項目を遵守したものである。 (1) 当該教育機関内委員と当該教育機関外委員で構成する。 ①当該教育機関内委員 ・当該課程の全ての主任・専任教員を含む。 ・教育機関の組織において強い権限をもつ職位にある者（理事長、学長等）及び同一設置主体に所属する強い権限をもつ職位の者を含めない。ただし、委員に加えても公正な入学者選考の実施が可能であると審査会が判断した場合は、この限りではない。 ②当該教育機関外委員 ・2名以上とする。 【構成員の選定に関する留意点】 (1) 開設機関と同一設置主体に所属する委員は、当該教育機関内委員とみなす。 (2) 設置主体が病院である場合、当該教育機関内委員の人数が当該教育機関外委員の人数を上回らない構成とする。 (3) 教育機関の組織において強い権限をもつ職位にある者を当該教育機関内委員とする場合、公正な入学者選考の実施が可能であることを、審査会に提示する。
2. 教員会	1) 教育活動に関することを公正に審議するため、教育課程の運営に関する規程等が整備されている。 2) 専任教員等によって構成された教員会が設置されており、その運営が規程に基づき適切に行われている。 3) 複数の教育課程を開講している場合、教育機関の運営方針の統一を図るため、全課程を含んだ一つの教員会を組織している。 4) 教員会の構成は、以下の各項目を遵守したものである。 (1) 当該教育機関内委員と当該教育機関外委員で構成する。 (2) 当該分野の認定看護師または看護実践者を含む。 (3) 当該教育機関内委員は、全課程の全ての主任・専任教員を含む。 (4) 当該教育機関外委員は2名以上とする。 (5) 構成員には、医療機関の看護管理者を含む。 (6) 当該領域を専門とする大学教育者、都道府県看護協会の役職員を委員に含むことが望ましい。 【構成員の選定に関する留意点】 (1) 開設機関と同一設置主体に所属する委員は、当該教育機関内委員とみなす。 (2) 設置主体が病院である場合、当該教育機関内委員の人数が当該教育機関外委員の人数を原則として上回らない構成とする。

項目	要件
VII. 教育施設・事務体制	教育施設や設備は以下の各項目に沿ったものであり、研修者が適切に学習できる環境が整備されている。 1) 複数の教育課程を同じ期間に開講する場合は、教育課程ごとに専用の教室を確保している。 2) 演習や実習が円滑に実施できる部屋が確保されている。 3) 教育上必要な視聴覚教材・器械器具等が整備されている。 4) 教育上必要な図書・学術雑誌が系統的に整理された図書室がある。 5) 研修者が利用できる図書検索・文献検索システムが整備されている。 6) 研修者が専用で利用できる情報機器（パソコン）がある。 【事務体制に関する留意点】 ・教育課程の運営が円滑に行えるよう事務担当者を配置する。事務担当者は他業務と兼務でもよい。 ・研修者の相談窓口を明確にし、周知している。
VIII. 収支	収支は以下の各項目に沿ったものであり、経理が適切に行われている。 1. 受講料等、教育機関運営に必要な収入及び金額は当該教育機関の規程に基づき設定されている。 2. 教育機関の運営に必要な経費が明確である。 3. 教員の自己研鑽のための予算を確保している。

別添 A-2

認定看護師教育基準カリキュラム運用基準

認定看護師教育基準カリキュラム（以下、「教育基準カリキュラム」）は、認定看護師教育機関の教育を均質にし、また、研修者が研修期間内に認定看護師に必要な知識・技術を習得できるよう構成したものである。カリキュラム及び講義計画の作成にあたっては、各認定看護分野の教育基準カリキュラムに基づき、以下を遵守する。

1. 教育基準カリキュラムで定めている以下の文言は変更しない
 - 1) 目的、期待される能力
 - 2) 教科目名（共通科目、専門基礎科目*、専門科目、学内演習、臨地実習）
 - 3) 各教科目の単元名
2. 教育基準カリキュラムに定められていない教科目・単元を実施する場合は、以下を満たすものとする
 - 1) 教科目の場合
 - ・選択制とし、その修得は修了要件に含まない。
 - ・教育基準カリキュラム外の教科目を設定する場合は、シラバス等にその旨を明記する。
 - 2) 単元の場合
 - ・当該教科目の規定時間内に含めず、その修得は修了要件に含まない。
 - ・教育基準カリキュラム外の単元を設定する場合は、シラバス等にその旨を明記する。
3. 時間数は以下を満たすものとする
 - 1) 教育基準カリキュラムに定める共通科目、専門基礎科目*、専門科目、学内演習、臨地実習はそれぞれの規定時間を満たしている。
 - 2) 総時間数は 600 時間以上とする。ただし、分野別で規定されている総時間数を超える場合は、研修者に負担とならないよう配慮する。
4. 異なる分野での合同講義は『合同講義の実施基準』（別添 A-3：P. 23）を満たすものとする。
（*平成 28 年 3 月及び 12 月改正カリキュラムを除く）
5. 遠隔授業を行う際は、『遠隔授業の実施にあたっての注意事項』（別添 2：P. 88）に留意する。

<講義・実習時間、試験時間等の考え方について>

- 1) 各教科目の時間、コマ数
 - ・講義及び学内演習は、運営上 45 分を 1 時間とみなし、90 分を 1 コマ 2 時間として計算する。
 - ・臨地実習は、運営上 45 分を 1 時間とみなす。
 - ・原則、講義 30 時間は 2 時間の授業を 15 コマ実施、講義 15 時間は 2 時間の講義を 8 コマ実施する。
- 2) 評価方法、試験時間に関すること
 - ・教科目ごとに試験による評価を行う。
 - ・各教科目の評価方法は、教育基準カリキュラムに定める方法とする。
 - ・試験回数は、各教科目の講義の進捗状況や研修者の理解度等を考慮し設定する（1 回にまとめて実施しても、複数回に分けて実施してもよい。ただし、複数の講師が 1 教科目を担当する場合、講師別に試験を行うことは試験回数が多くなり研修者の負担となるため望ましくない）。
 - ・試験時間は各教科目の規定時間を含めず、別途、試験時間を設けて行う。
 - ・各教科目の試験時間は 90 分を超えないよう設定する。

【教科目名及び時間数】

	教科目名	時間数
共通科目（必修）	医療安全学：医療倫理	15
	医療安全学：医療安全管理	15
	医療安全学：看護管理	15
	チーム医療論（特定行為実践）	15
	相談（特定行為実践）	15
	臨床薬理学：薬理作用	15
	指導	15
		105 時間
共通科目（選択）	特定行為実践	15
	臨床薬理学：薬物動態	15
	臨床薬理学：薬物治療・管理	30
	臨床病態生理学	40
	臨床推論	45
	臨床推論：医療面接	15
	フィジカルアセスメント：基礎	30
	フィジカルアセスメント：応用	30
	疾病：臨床病態概論	40
	疾病・臨床病態概論：状況別	15
	医療情報論	15
	対人関係	15
		(+305 時間)
専門基礎科目*	(認定看護分野ごとに定める)	(認定看護分野ごとに定める)
専門科目	(認定看護分野ごとに定める)	(認定看護分野ごとに定める)
学内演習	(認定看護分野ごとに定める)	200 時間以上
臨地実習	(認定看護分野ごとに定める)	
(*平成 28 年 3 月及び 12 月改正カリキュラ ムを除く)		総時間数 600 時間以上 (+305 時間)

注意点：

- 1) 認定看護師教育基準カリキュラムは原則として 5 年ごとに改正を行う。
- 2) 共通科目および各認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラムは下記 URL 参照。
https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cn/cn_curriculum_a.html

作成例

【科目名】

教科目名	eラーニングを利用する場合など、教科目名が認定看護師教育基準カリキュラムで定めている教科目名と異なる場合は、括弧書き等で併記する 例：フィジカルアセスメント（フィジカルアセスメント：基礎、フィジカルアセスメント：応用）			時間数	
教科目のねらい	教育基準カリキュラムで定める「ねらい」または「教科目のねらい」から変更せず記載する				
授業形態					
	講義日	単元・学習内容	時間	担当教員名	
講義内容	研修者に対しては、 <u>開講前までに、講義スケジュールを開示することが望ましい。</u>	教育基準カリキュラムで定める「単元・学習内容」の文言は変更せず記載する ※指定の学習内容の他に、必要に応じて教育機関の裁量で追加が可能 ※単元に学習内容の指定がない場合は、教育機関の裁量で記載する			
評価方法・基準					
	※必要に応じて、科目責任者や使用図書、参考文献等を追加する				
備考	みなし時間で時間数を記載する場合は、その旨を備考欄等に記載し研修者に周知する。 例：「日本看護協会 認定看護師教育基準カリキュラムに準じ、みなし時間（45分を1時間とする）を適用している」				

別添 A-3

合同講義の実施基準（A 課程）

合同講義*の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

* 合同講義とは、A 課程教育機関間で分野が異なる複数の課程が合同で集合研修を行うことをいいます。

1. 共通科目は合同講義を認める。
2. 専門基礎科目及び専門科目で合同講義が実施可能な分野は以下のとおりであり、同一内容の単元に限り認める。
 - 1) 救急・集中ケア関連分野
(救急看護分野・集中ケア分野・新生児集中ケア分野・小児救急看護分野)
 - 2) がん関連分野
(緩和ケア分野・がん化学療法看護分野・がん性疼痛看護分野・乳がん看護分野・がん放射線療法看護分野・皮膚・排泄ケア分野)

詳細は、「合同講義が実施可能な内容」を参照。

https://www.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2020/03/godokougijisshicancer_202003.pdf

3. 教育内容が共通であり、教育機関が教育上効果があると判断した演習については合同講義を認める。
例：チーム医療に関する内容、プレゼンテーション、ケースレポートの発表会
4. 上記 1.～3.以外で合同講義を実施する場合は、認定看護師教育基準カリキュラムの時間外において実施する。

別添 A-4

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(がん化学療法看護)**

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○がん看護領域の専門病棟、がん化学療法看護を必要とする患者が入院している病棟または外来で、がん化学療法に関する専門的治療や看護が行われていること。	
○がん化学療法に専門的な知識と経験をもつ医師やがん関連の認定看護師、専門看護師がいること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	がん化学療法を行った事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん化学療法看護認定看護師数 がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医、がん薬物療法専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師の有無
4) 専門外来や専門病棟	がん化学療法を中心に行う病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(がん性疼痛看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○がん看護領域の専門病棟、がん性疼痛看護を必要とする患者が入院している病棟または外来で、疼痛緩和に関する専門的治療や看護が行われていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	緩和ケア病棟・外来等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん性疼痛看護認定看護師数 がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	緩和ケア病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	定期的に活動している緩和ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 12～13）

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(がん放射線療法看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○厚生労働省より地域がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	体外照射と小線源治療の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん放射線療法看護認定看護師数 がん化学療法看護認定看護師数 がん性疼痛看護認定看護師数 緩和ケア認定看護師数 乳がん看護認定看護師数 がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医（放射線科専門医、核医学専門医等）、認定医、診療放射線技師の有無
4) 専門外来や専門病棟	放射線療法を中心に行う病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	がん放射線療法を受ける患者に関わる医療チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	医療機器安全管理料及び外来放射線治療加算に関する施設基準の届出の有無、がん拠点病院指定の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(感染管理)

下線部：前年度からの変更箇所

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○感染管理に関する組織的活動（サーベイランスを含む）を行っていること。 ○ <u>感染対策向上加算 1 または 2</u> に関する施設基準を満たしていること	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	行っているサーベイランスの種類とコンサルテーションの事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	感染管理認定看護師数 感染症看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	感染症専門医またはインфекションコントロールドクター（ICD）の有無
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	<u>感染制御</u> チームミーティング、ラウンドの有無とその年間回数
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	<u>感染対策向上加算 1 または 2</u> に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 12～13）

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(緩和ケア)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○原則として緩和ケア病棟承認施設（緩和ケア病棟入院料、または緩和ケア診療加算に関する施設基準を満たしている）であること。 ○緩和ケアの理念が明示されていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	ホスピス・緩和ケア病棟、在宅等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	緩和ケア認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	ホスピス・緩和ケア病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	定期的に活動している緩和ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	緩和ケア病棟入院料、または緩和ケア診療加算に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 12～13）

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(救急看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○救急看護に関する実績があること。 ○救急看護に必要な機器等を含む設備が整っていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	救急外来及び緊急入院の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	救急看護認定看護師数 急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	救急外来や専門病棟の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	救急看護に必要な機器の有無 (人工呼吸器、除細動、血液ガス分析装置等)
7) その他(施設基準の届出など)	—

注:「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1: 認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12~13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(集中ケア)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たしていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	ICU・CCU 等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	集中ケア認定看護師数 急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	特定集中治療室管理料に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 12～13）

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(手術看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○年間手術件数が 500 件以上で、手術台を 5 台以上有すること。 ○手術看護実習に必要な機器等を含む設備が整っていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	手術を行った事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	手術看護認定看護師数 急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	5 台以上の手術台を有する手術室の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	手術看護に必要な機器の有無 (全身麻酔器、モニター用機器、救急蘇生用機器等)
7) その他(施設基準の届出など)	—

注:「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1: 認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12~13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(小児救急看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○小児救急看護に関する実績があること。 ○小児救急看護に必要な機器等を含む設備が整っていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	救急外来及び緊急入院等のうち、小児の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	小児救急看護認定看護師数 小児看護専門看護師数 急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	救急外来や専門病棟等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	虐待対応チーム、呼吸ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	小児救急看護に必要な機器の有無 (人工呼吸器、除細動、血液ガス分析装置等)
7) その他(施設基準の届出など)	—

注:「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1: 認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(新生児集中ケア)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たしていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	NICU の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	新生児集中ケア認定看護師数 小児看護専門看護師数 母性看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	NICU、GCU、フォローアップ外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	新生児特定集中治療室管理料または総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準の届出の有無、NICU 病床数（新生児特定集中治療室管理料の病床数または総合周産期特定集中治療室の病床数）

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 12～13）

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(摂食・嚥下障害看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○摂食・嚥下障害看護認定看護師が1名以上いること。 ○摂食機能療法を算定している実績があること。 ○摂食嚥下障害看護に必要な機器等を含む設備が整っていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	摂食・嚥下障害看護を行った事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	摂食・嚥下障害看護認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	脳血管障害、神経・筋疾患の患者を対象とした病棟の有無 摂食嚥下障害に関する専門外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	栄養サポートチームの有無とミーティング及びラウンドの年間回数
6) 医療機器の設備	摂食・嚥下障害看護に必要な機器の有無 (嚥下造影検査装置、嚥下内視鏡検査機器等)
7) その他(施設基準の届出など)	栄養サポートチーム加算または経口摂食回復促進加算に関する施設基準の届出の有無

注:「-」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1: 認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12~13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(透析看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○透析療法及び透析看護に関する実績のある施設であり、年間血液透析件数が 100 件以上であること。また、腹膜透析を実施していることが望ましい。 ○透析看護実習に必要な機器等を含む設備が整っていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	透析の件数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	透析看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	血液透析室、腹膜透析外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	血液透析療法に必要な機器の有無 (血液透析装置、水処理装置、血液濾過装置等)
7) その他 (施設基準の届出など)	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(糖尿病看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○糖尿病看護に関する実績があること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	糖尿病患者の入院数・外来受診者数等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	糖尿病看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	糖尿病の治療を中心に行う病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(乳がん看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○乳がん看護に関する実績があること。 ○乳がん看護に必要な設備が整っていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	乳がん患者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	乳がん看護認定看護師数 がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	乳がんの治療を中心に行う病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(認知症看護)**

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○教育指導体制が整っていること（病院の場合は認知症看護認定看護師がいること。高齢者の入居・入所施設、事業所では、認知症看護の実践経験および教育指導経験が 5 年以上ある看護師がいることが望ましい）。 ○複数の研修者を受け入れられること。 ○実習に必要な事例数が確保できること（研修者 1 名あたり 1～2 名に相当する数以上の認知症者の看護を常時行っていること）。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
[病院の場合]	
1) 年間の症例数	認知症者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	認知症看護認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	認知症専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	認知症専門病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	当該分野に関連した専門チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—
[高齢者の入居・入所施設、事業所の場合]	
1) 年間の症例数	認知症者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	認知症看護認定看護師 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医数	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 12～13）

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(脳卒中リハビリテーション看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○急性期及び回復期の脳血管障害患者の看護の実績があること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	脳卒中、脳卒中リハビリテーションの事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	脳卒中リハビリテーション看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数 急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	SCU、リハビリテーション施設の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	脳卒中ケアユニット入院管理料及び脳血管疾患等リハビリテーション料に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(皮膚・排泄ケア)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○ストーマ外来があること。 ○皮膚・排泄ケアに必要な装具等を含む設備が整っていること。 ○ストーマ造設術（カテーテルストーマも含む）が年間 10 例以上あることが望ましい。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	創傷・オストミー・失禁の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	皮膚・排泄ケア認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	創傷・オストミー・失禁に関する専門外来や専門病棟の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	創傷・オストミー・失禁に関する専門チームの有無
6) 医療機器の設備	皮膚・排泄ケアに必要な装具の有無 (オストミー装具類、創傷被覆材、体圧分散マットレス等)
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(不妊症看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○不妊症看護に関する実績があること。 ○IVF-ET の実施が年間 50 件以上あることが望ましい。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	IVF-ET の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	不妊症看護認定看護師数 母性看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	不妊症治療を中心に行う病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	IVF-ET に関する機器の有無
7) その他（施設基準の届出など）	看護相談スペースの有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(訪問看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○訪問看護に関する実績があること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	訪問看護ステーションの利用者数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	訪問看護認定看護師数 在宅看護専門看護師数 地域看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	以下についての対応の可否及びその具体（対応可能な場合） ・ 訪問看護の対応状況 （24 時間、乳幼疾患、小児疾患、精神疾患、難病、終末期等） ・ 対応可能な医療管理項目 （在宅酸素、人工呼吸、経管栄養、中心静脈栄養、人工肛門、CAPD 等）

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(慢性呼吸器疾患看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○慢性呼吸器疾患看護および包括的医療の実績があること。 ○慢性呼吸器疾患看護に必要な設備が整っていること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
1) 年間の事例数	慢性呼吸器疾患患者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性呼吸器疾患看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	当該領域の専門医、認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	呼吸器専門外来、呼吸器病棟、IRCU、喘息教室及び教育入院、禁煙外来などの有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	呼吸ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 12～13）

別添 A-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(慢性心不全看護)

実習施設は、以下に示す分野別要件を満たす施設であること。

実習施設の要件	
○心不全患者の専門的治療や看護に関する実績があること。	
医療実績に関する報告事項	
項目	内容
[病院の場合]	
1) 年間の事例数	心不全患者の事例数（入院患者数・外来受診者数）
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性心不全看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医・認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	専門外来や専門病棟の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	関連する領域の医療機器の有無
7) その他（施設基準の届出など）	—
[在宅医療（訪問看護ステーションなど）の場合]	
1) 年間の事例数	心不全患者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性心不全看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 A-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 12～13)

別添 A-5

特定看護分野の実務研修内容の基準

(特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

がん化学療法看護	1) 通算 3 年以上、がん化学療法を受けている患者の多い病棟・外来・または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) がん化学療法を受けている患者の看護（がん化学療法薬の投与管理の実績があることを必須とする）を、5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、がん化学療法を受けている患者の多い病棟、外来で勤務していることが望ましい。
がん性疼痛看護	1) 通算 3 年以上、がん患者の看護実績を有すること。病棟での看護実績を有することが望ましい。 2) 病状の進行等に伴って生じる持続的な痛みを有するがん患者の看護を 5 例*以上担当した実績を有すること。 3) 現在、がん患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。 *10 例程度の経験があることが望ましい。ただし、教育課程への提出事例は 5 事例でよい。
がん放射線療法看護	1) 通算 3 年以上、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・治療部門での看護実績を有すること。 2) がん放射線療法を受けている患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・治療部門で勤務していることが望ましい。
感染管理	1) 通算 3 年以上、感染管理に関わる活動実績（感染対策委員会、ICT、リンクナース会等）を有すること。 2) 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を 1 事例以上有すること。 3) 医療関連感染サーベイランス実施における一連の流れを理解していることが望ましい。 4) 現在、医療施設等において、専任または兼任として感染管理に関わる活動に携わっていることが望ましい。
緩和ケア	1) 通算 3 年以上、緩和ケアを受ける患者の多い病棟、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 緩和ケアを受ける患者を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、緩和ケアを受ける患者の多い病院、または在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。
救急看護	1) 通算 3 年以上、救急部門での看護実績を有すること。 2) 救急部門において、CPA・重症外傷・意識障害・呼吸不全・循環不全・中毒・熱傷患者等の看護の中から 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、救急部門で勤務していること、または救急部門での勤務が予定されていること。
集中ケア	1) 通算 3 年以上、集中ケア部門、または小児集中ケア部門（手術室・NICU は除く）での看護実績を有すること。 2) 疾病、外傷、手術などにより高度に侵襲を受けた患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、集中ケア部門で勤務していることが望ましい。

別添 A-5

特定看護分野の実務研修内容の基準

(特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

手術看護	1) 通算 3 年以上、手術看護分野での看護実績を有すること 2) 手術看護における器械出し看護師・外回り看護師の実績を有すること。 3) 現在、手術看護部門で勤務していることが望ましい。
小児救急看護	1) 通算 3 年以上、救急看護分野または小児看護分野での看護実績を有すること。 2) 小児救急患者・家族の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、救急看護または小児看護に携わっていることが望ましい。
新生児集中ケア	1) 通算 3 年以上、新生児集中ケア部門での看護実績を有すること。 2) 在胎 32 週未満の早産児あるいは疾病を持つ正期産児の生後 1 週間以内における重症集中ケア及び親・家族の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、新生児集中ケア部門で勤務していることが望ましい。
摂食・嚥下障害看護	1) 通算 3 年以上、摂食嚥下障害患者が多い保健医療福祉施設、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 摂食嚥下障害患者を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、摂食嚥下障害患者の看護に携わっていることが望ましい。
透析看護	1) 通算 3 年以上、透析看護分野（血液透析療法）での看護実績を有すること。 2) 透析導入期・維持期の血液透析患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。腹膜透析患者の看護実績を有することが望ましい。 3) 現在、透析部門に勤務していること、または透析部門での勤務が予定されていること。
糖尿病看護	1) 通算 3 年以上、糖尿病患者の多い病棟、または外来での看護実績を有すること。 2) インスリン療法を行っている糖尿病患者または合併症のある糖尿病患者の看護を、合わせて 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、糖尿病患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。
乳がん看護	1) 通算 3 年以上、乳がん患者の多い病棟または外来等での看護実績を有すること。 2) 乳がん患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、乳がん患者の看護に携わっていることが望ましい。
認知症看護	1) 通算 3 年以上、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等での看護実績を有すること。 2) 認知症者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等で認知症者の看護実践に携わっていることが望ましい。

別添 A-5

特定看護分野の実務研修内容の基準

(特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

脳卒中リハビリテーション看護	1) 通算 3 年以上、脳血管障害患者の多い部署での看護実績を有すること。 2) 急性期にある脳血管障害患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、脳血管障害患者の多い施設等で勤務していることが望ましい。
皮膚・排泄ケア	1) 通算3年以上、外科系領域またはストーマケアを行う病棟・外来・在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) ストーマ造設患者の看護を1例以上、及び創傷または失禁ケア領域の看護を4例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、創傷ケア、ストーマケア、または失禁ケアを行う病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。
不妊症看護	1) 通算 3 年以上、不妊症患者の多い病棟または外来等での看護実績を有すること。 2) 不妊症患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、不妊症患者の多い病棟・外来等で勤務していることが望ましい。
訪問看護	1) 通算3年以上、在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 医療処置及び管理を要する患者の在宅における看護（退院支援を含む）を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、在宅ケアに携わっていることが望ましい。
慢性呼吸器疾患看護	1) 通算 3 年以上、慢性呼吸器疾患^注 患者が多い病棟を中心とした看護実績を有すること（その間、外来、IRCU、または在宅ケア領域での実践を含んでよい）。 注：COPD、間質性肺炎、気管支喘息、気管支拡張症、肺結核後遺症、非結核性抗酸菌症、肺線維症、睡眠呼吸障害等。神経・筋疾患による呼吸障害を含む。以下、慢性呼吸器疾患と省略する。 2) 慢性呼吸器疾患の増悪期から回復期にある患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること（入院から退院まで担当した経験、またはそれに準じる内容であること）。 3) 現在、慢性呼吸器疾患患者の看護に携わっていることが望ましい。
慢性心不全看護	1) 通算 3 年以上、心不全患者の多い病棟での看護実績を有すること（その間、外来、在宅ケア部門での看護実績を含んでよい）。 2) 心不全の増悪期から回復期にある患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、心不全患者の多い病棟或いは外来、在宅ケア部門で勤務していることが望ましい。

特定行為研修を組み込んでいる教育課程
(B 課程認定看護師教育機関)

別添 B-1

認定看護師教育機関認定の要件 (B 課程認定看護師教育機関)

認定看護師教育機関（教育課程）として認定されるためには、次の各項目に定める要件をすべて満たしていなければならない。また、既に認定された機関が、他の認定看護分野の教育課程を開設する場合は、その都度教育機関（教育課程）の認定審査を受けなければならない。

なお、この要件は教育機関審査会によって適宜見直されるが、申請受付から審査完了までに要件の変更があった場合には、原則として申請受付時の要件に基づいて審査する。

下線部：前年度からの変更箇所

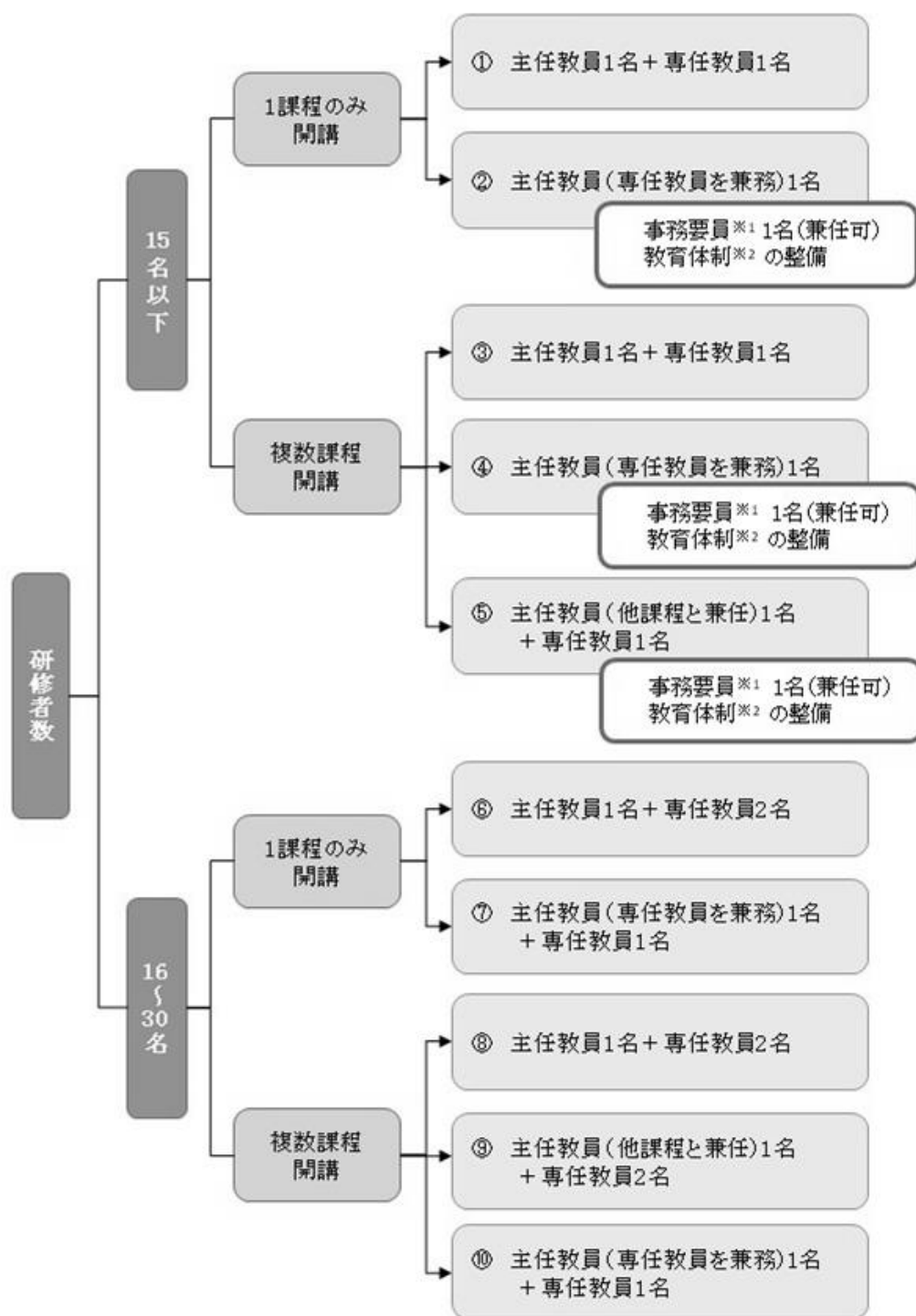
項目	要件
I. 教育組織	1. 認定看護師教育課程（以下、教育課程）として主体的な運営が可能となるよう組織内で適切に位置づけられている。 1) 設置主体が大学の場合は、基礎教育と明確に区別するため大学直属または学部から独立した組織とする。 2) 設置主体が医療機関の場合は、院内教育と明確に区別するため医療機関直属または看護部から独立した組織とする。 2. 運営責任者が明確であり、教育課程運営のための規程等が整備されている。
II. 教育理念及び教育目的	1. 教育理念及び教育目的が明確であり、認定看護師の教育機関として適切である。 2. 開設する課程は、認定看護師制度規程第2条の規定により認定看護分野として認められている。 【教育理念及び目的に関する留意点】 (1) 教育機関としての教育理念を定める。 (2) 複数の教育課程を開講する場合は、全分野に共通する教育理念とする。 (3) 教育課程としての教育目的を定める。 (4) 教育目的は、認定看護師教育基準カリキュラムで定めている各分野の「目的」に沿うものとする。
III. 教育課程 1. カリキュラム	1) 認定看護師の教育を均質にするため、『認定看護師教育基準カリキュラム運用基準』（別添 B-2 : P. 58～59）を遵守したものである。
2. 臨地実習 (特定行為研修共通科目・区分別科目の実習は該当しない)	1) 臨地実習は、その認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラム（以下、教育基準カリキュラム）に基づき目的や目標、内容や方法、評価が明確であり、その認定看護分野において熟練した看護技術と知識を修得するに相応しいものである。 2) 実習施設、実習指導体制は以下を満たすものである。ただし、見学実習のみを行う施設は適用外とする。 (1) 実習施設の要件 ① 認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できる。(別添 B-4 : P. 63～81) ② 認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件を満たしている。(別添 B-4 : P. 63～81)

項目	要件
Ⅲ. 教育課程 2. 臨地実習 (前項続き)	(2) 実習指導体制の要件 ①実習指導者の要件 a. 実習施設に所属する当該認定看護分野の認定看護師*である。特定行為研修を修了していることが望ましい。 *分野再編に伴い分野名に変更があった認定看護分野の場合、変更前の認定看護分野を含む。 b. 当該分野の認定看護師を実習指導者として確保できない場合には、<u>以下を前提に、その分野での経験を 5 年以上有する者を実習指導者としてとることができる。</u>なお、主任教員、専任教員は実習指導者になることはできない。 <u>・専任教員が当該分野の認定看護師であること。</u> <u>・研修者が体験を通して当該分野の認定看護師の 3 つの役割（実践・指導・相談）を学ぶことができるよう、主任教員・専任教員が支援体制を整えること。</u> c. 実習指導者は、実習期間中、専任である。なお、専任とは以下の体制を指す。 ・実習期間中、一貫して研修者の実習指導を実施できる。 ・実習指導を教育機関の定める実習時間内に実施できる。 ・日々の実習において、研修者へ十分に対応できる。 ・実習指導者の勤務形態は問わない。 ②研修者の配置 ・施設当たりの研修者の配置人数は複数名である。 ・実習指導者 1 人当たりの研修者の受け持ち数は、2～3 名程度とすることが望ましい。 ③教育機関の指導体制 a. 主任・専任教員が担当し定期的に対面での指導が行われている。 b. 実習施設数が多く主任・専任教員のみで対面による指導が十分に行えず、非常勤講師が補完的に実習指導にあたる場合には、その非常勤講師は専任教員の要件（V-1-2）：P. 53）と同等の能力を有すると審査会が認めた者である。 【実習施設の選定に関する留意点】 (1) 研修者の負担とならないよう、実習施設の地理的条件を考慮する。 (2) 遠隔地の実習施設を選定する場合においても、定期的に主任または専任教員による対面での指導が行われるよう指導体制や指導方法を調整する。 (3) 実習施設の設置主体が一定の団体や企業に偏らないよう調整する。 (4) 研修者本人が所属する施設で臨地実習を行わない。ただし、2) (1) 実習施設の要件、及び (2) 実習指導体制の要件を満たし、実習指導者が特定行為研修を修了した当該認定看護分野の認定看護師の場合、研修者本人が所属する施設で行うことができる。 【実習における患者の個人情報に関する留意点】 (1) 実習における患者等の個人情報については、実習施設外への持ち出しや第三者に漏洩しないよう実習要項等に明記する。 (2) (1) について、教員は研修者に対し遵守するよう周知・指導する。

項目	要件
3. 教育期間	教育期間は1年以内であり、原則として連続（集中）した昼間の教育である。平日の夜間、土・日曜日等の（分散した）教育も可とするが、実習は昼間の集中した教育とする。
4. ハラスメント防止対策	1) 研修者及び教職員に適用されるハラスメント防止に関する規程及び組織があり、対応体制を整備し適切に運営している。 2) ハラスメントに関する相談窓口や相談に必要な手続き等について、履修要項やパンフレット等に明記し、研修者等に周知している。
5. 個人情報保護	1) 個人情報の取得・保管・廃棄等については教育機関で規定を定める。また、規定を遵守し適切に取り扱っている。 2) 研修者に個人情報を適切に取り扱うよう周知している。
6. その他	1) 教育の質の維持・改善のための取り組み（教育内容の評価や教員の研鑽等）を継続的に行っている。 2) 課程全般をとおして、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に関する対応体制（新興感染症に限らない感染症全般に関するもの）について、記載している。 3) 研修者が開講年度内に修了できるよう適切に対応している。また、休講または閉講する場合は、未修了者への特段の配慮を行っている。 4) 入学審査料、入学金、受講料等の他、研修者の自己負担となる全ての費用（実習費等）を募集要項等に明記し、研修者に周知している。 5) 入学者から納入された入学金・受講料の返還及び退学・休学する研修者の授業料等の取扱いについて、募集要項や履修要項等に明記し、研修者に周知している。
IV. 研修者 1. 入学要件	1) 教育機関の入学要件は、以下の各項目を遵守したものである。 (1) 日本国の看護師免許を有する。 (2) 上記の免許取得後、通算5年以上実務研修（そのうち通算3年以上は特定看護分野の実務研修）をしている。特定看護分野の実務研修は『特定看護分野の実務研修内容の基準』（別添B-5：P. 82～84）を満たしている。 2) 編入学者* <u>を受け入れる場合</u> の入学要件は上記1)の(2)と同様である。 *編入学者：特定行為研修を修了しており、認定看護師教育を受けるために入学する者をいう。
	【特定行為研修受講者*の受け入れに関する留意点】 (1) 特定行為研修受講者の受け入れ要件は、各教育機関の裁量で設定してよい。 (2) 特定行為研修受講者は定員に含めなくてよい。 *特定行為研修受講者：認定看護師教育課程を修了しており、特定行為研修の受講を希望する者をいう。
2. 入学者選考	1) 入学審査時に入学要件について書類審査を実施している。 2) 倫理上の観点から、入学選抜時の申請書類に健康診断書の提出を義務付けていない。 3) 入学者選考に対する開示請求があった場合の対応が明確である。 4) 入学者の選考方法及び開示請求の対応を募集要項等に明記し、受験者に周知している。

項目	要件
IV. 研修者 2. 入学者選考 (前項続き)	【入学者選考に関する留意点】 (1) 特定看護分野の実務研修施設は、当該分野の認定看護師が勤務している施設を基本とするが、当該分野の認定看護師がいない場合であっても、書類審査により『特定看護分野の実務研修内容の基準』(B-5 : P. 82～84) を満たすと認められた場合は、研修施設とみなすことができる。 (2) 実務研修について、フルタイム勤務でない場合には、1,800 時間以上の勤務時間をもって1年相当とみなすことができる。 (3) 入学者選考時には辞退等を考慮し、定員の1割増を限度として合格とすることができる。
3. 修了要件	教育課程の修了要件は、以下の各項目を遵守したものである。 1) 当該分野の教育基準カリキュラムで定める全教科目（共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習）において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上の出席がある。 2) 教育機関の定める各教科目の試験に合格している。 3) 教育機関の定める修了試験に合格している。
4. 修了試験	1) 修了試験の範囲には、当該分野の教育基準カリキュラムで定める全教科目（共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習）を含んでいる。 2) 修了試験には教育基準カリキュラム外に設定した教科目等は含まれない。 3) 修了試験の内容と方法を明確にし、実施している。 4) 認定看護師に求められる能力を習得したかを確認するため、教育基準カリキュラムの「期待される能力」に基づき評価している。 5) 修了判定の方法及び評価基準を、募集要項や履修要項等に明記し、研修者に周知している。
V. 教員 1. 教員・非常勤講師	1) 主任教員の資格 以下に該当し、当該分野に関連する臨床実践経験を有する者である。 (1) その認定看護分野において高度な教育上の能力が認められる者。 * その認定看護分野における教育経験があることが望ましい。 * 看護系大学大学院修士課程以上を修了していることが望ましい。 * 特定行為研修制度に造詣があることが望ましい。 2) 専任教員の資格 以下のいずれかに該当し、かつ、その認定看護分野における最近の臨床実践経験を有する者である。 (1) 当該分野の認定看護師の資格を有し、認定看護師としての経験を有する者。 (2) 当該分野に関連する専門看護師の資格を有し、専門看護師としての経験を有する者。 (3) 当該分野において高度な看護実践能力を認められる者。 (4) 上記と同等以上の能力が認められる者。 * その認定看護分野において教育上の能力を有することが望ましい。 * 特定行為研修を修了していることが望ましい。

項目	要件						
V. 教員 1. 教員・非常勤講師 (前項続き)	3) 非常勤講師について 当該分野の認定看護師、または当該分野に関連する専門看護師の資格を有する者を含める。						
	【専任教員の選定に関する留意点】 (1) 専任教員のうち、少なくとも1人は当該分野の認定看護師資格を有する者となるよう努める。 (2) 教育経験が少ない者を専任教員とする場合は、認定看護師の教育課程の専任教員として役割が担えるよう、他の教員によるサポート体制を整える。 (3) 専任教員の資格(2)～(4)に該当する者を専任教員とする場合は、認定看護師教育を行う上で必要な当該分野の認定看護師の役割や機能を学べるよう申請前に研修を行い、申請時に報告書(様式自由)を提出する。						
	【非常勤講師の選定に関する留意点】 (1) 講師1人当たりの担当時間数は適切に設定されており、また担当する教科目が教育上効果的であるよう配慮されることが望ましい。 (2) 1つの教科目を複数の講師で担当する場合は、講義内容に重複や不足がないよう十分調整する。						
2. 教員の配置	1) 主任教員は認定看護分野ごとに1名の配置である。ただし、複数課程を同時に開講している場合は、他の課程の主任教員と兼任することができる(その場合、双方の分野に関連する臨床実践経験を有する者とする)。 2) 専任教員は、研修者数に応じて認定看護分野ごとに必要数を配置する(表1)。さらに、定員数が15～20名増すごとに1名を増員する。 表1 専任教員の定数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>定員数</th><th>専任教員の人数</th></tr> <tr> <td>1～15名</td><td>1名以上*</td></tr> <tr> <td>16～30名</td><td>2名以上</td></tr> </table> 3) 専任教員は開講期間中、当該教育課程の専従である。土・日曜日等の分散開講の場合には、開講日は専従である。 * ただし、eラーニング期間中はこの限りではない。 4) 定員数が15名以下で、以下のいずれかに該当する場合は、教育機関内におけるサポート体制を整備する。加えて、開講期間中に教員の業務を補助する専任の事務要員を配置する(複数課程を同時に開講している場合は兼任が可能)。 (1) 主任教員と専任教員を兼務し、教員1名で運営を行う場合 (2) 複数課程を同時に開講し、主任教員が他の課程と兼任する場合 * 臨地実習においては、必要時実習指導にあたる非常勤講師等を別途確保することができる(要件等については2. 臨地実習の2)(2)③教育機関の指導体制を参照)	定員数	専任教員の人数	1～15名	1名以上*	16～30名	2名以上
定員数	専任教員の人数						
1～15名	1名以上*						
16～30名	2名以上						
	【教員の配置に関する留意点】 (1) 主任教員は、専任教員を兼務することができる(その場合、主任教員ならびに専任教員の資格双方を満たす者とする)。ただし、他の課程の主任教員を兼任している場合を除く。 (2) 専任教員は、教育課程運営準備等の活動ができるよう、開講期間の前後に専従期間を確保することが望ましい。 (3) 分散開講の場合、開講日以外は研修者の相談等に対応できる体制を調整する。						



イメージ図:定員数に応じて考えられる教員配置のパターン

※1 事務要員:教員の業務を補助する事務要員

※2 教育体制の整備:教育機関内におけるサポート体制の整備

項目	要件
VI. 委員会 1. 入試委員会	1) 入試の実施に関することを公正に審議するため、入学者選考の実施に関する規程等が整備されている。 2) 専任教員等によって構成された入試委員会が設置されており、その運営が規程に基づき適切に行われている。 3) 入試委員会の構成は、以下の各項目を遵守したものである。 (1) 当該教育機関内委員と当該教育機関外委員で構成する。 ①当該教育機関内委員 ・当該課程の全ての主任・専任教員を含む。 ・教育機関の組織において強い権限をもつ職位にある者（理事長、学長等）及び同一設置主体に所属する強い権限をもつ職位の者を含めない。ただし、委員に加えても公正な入学者選考の実施が可能であると審査会が判断した場合は、この限りではない。 ②当該教育機関外委員 ・2名以上とする。
	【構成員の選定に関する留意点】 (1) 開設機関と同一設置主体に所属する委員は、当該教育機関内委員とみなす。 (2) 設置主体が病院である場合、当該教育機関内委員の人数が当該教育機関外委員の人数を上回らない構成とする。 (3) 教育機関の組織において強い権限をもつ職位にある者を当該教育機関内委員とする場合、公正な入学者選考の実施が可能であることを、審査会に提示する。
2. 教員会	1) 教育活動に関することを公正に審議するため、教育課程の運営に関する規程等が整備されている。 2) 専任教員等によって構成された教員会が設置されており、その運営が規程に基づき適切に行われている。 3) 複数の教育課程を開講している場合、教育機関の運営方針の統一を図るため、全課程を含んだ一つの教員会を組織している。 4) 教員会の構成は、以下の各項目を遵守したものである。 (1) 当該教育機関内委員と当該教育機関外委員で構成する。 (2) 当該分野の認定看護師または看護実践者を含む。 (3) 当該教育機関内委員は、全課程の全ての主任・専任教員を含む。 (4) 当該教育機関外委員は2名以上とする。 (5) 構成員には、医療機関の看護管理者を含む。 (6) 当該領域を専門とする大学教育者、都道府県看護協会の役職員を委員に含むことが望ましい。
	【構成員の選定に関する留意点】 (1) 開設機関と同一設置主体に所属する委員は、当該教育機関内委員とみなす。 (2) 設置主体が病院である場合、当該教育機関内委員の人数が当該教育機関外委員の人数を原則として上回らない構成とする。 (3) 教員会と特定行為研修指定研修機関の管理委員会の構成員は兼任することができる。

項目	要件
VII. 教育施設・事務体制	教育施設や設備は以下の各項目に沿ったものであり、研修者が適切に学習できる環境が整備されている。 1) 複数の教育課程を同じ期間に開講する場合は、教育課程ごとに専用の教室を確保している。 2) 演習や実習が円滑に実施できる部屋が確保されている。 3) 教育上必要な視聴覚教材・器械器具等が整備されている。 4) 教育上必要な図書・学術雑誌が系統的に整理された図書室がある。 5) 研修者が利用できる図書検索・文献検索システムが整備されている。 6) 研修者が専用で使用できる情報機器（パソコン）がある。
	【事務体制に関する留意点】 ・教育課程の運営が円滑に行えるよう事務担当者を配置する。事務担当者は他業務と兼務でもよい。 ・研修者の相談窓口を明確にし、周知している。
VIII. 収支	収支は以下の各項目に沿ったものであり、経理が適切に行われている。 1. 受講料等、教育機関運営に必要な収入及び金額は当該教育機関の規程に基づき設定されている。 2. 教育機関の運営に必要な経費が明確である。 3. 教員の自己研鑽のための予算を確保している。
IX. 特定行為研修指定研修機関の指定等	特定行為研修指定研修機関（以下、指定研修機関）である。 ただし、特定行為研修について指定研修機関と連携する場合は、この限りではない。なお、指定研修機関の指定申請中であっても、認定看護教育機関の認定申請をすることができる。
	【指定研修機関との連携に関する留意点】 ・特定行為研修に該当する教科目全てを連携先の指定研修機関で実施する場合は指定研修機関の協力施設に該当しないが、当該教科目を認定看護師教育機関と連携先の指定研修機関で分担して実施する場合は指定研修機関の協力施設として登録が必要となる。

認定看護師教育基準カリキュラム（以下、「教育基準カリキュラム」）は、認定看護師教育機関の教育を均質にし、また、研修者が研修期間内に認定看護師に必要な知識・技術を習得できるよう構成したものである。カリキュラム及び講義計画の作成にあたっては、各認定看護分野の教育基準カリキュラムに基づき、以下を遵守する。

1. 教育基準カリキュラムで定めている以下の文言は変更しない。
 - 1) 目的、期待される能力
 - 2) 科目名（共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習）
 - 3) 教科目名
 - 4) 各教科目のねらい
 - 5) 各教科目の単元・学習内容
[学習内容に関する考え方]
 - ・指定の学習内容の他に、必要に応じて教育機関の裁量で追加してもよい。
 - ・単元に学習内容の指定がない場合は、教育機関の裁量とする。
2. 教育基準カリキュラムに定められていない教科目・単元を実施する場合は、以下を満たすものとする。
 - 1) 教科目の場合
 - ・選択制とし、その修得は修了要件に含まない。
 - ・教育基準カリキュラム外の教科目を設定する場合は、シラバス等にその旨を明記する。
 - 2) 単元の場合
 - ・当該教科目の規定時間内に含めず、その修得は修了要件に含まない。
 - ・教育基準カリキュラム外の単元を設定する場合は、シラバス等にその旨を明記する。
3. 時間数は、以下を満たすものとする。
 - 1) 教育基準カリキュラムに定める共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習及び臨地実習は、それぞれの規定の時間数を満たしている。
 - 2) 教育基準カリキュラムに定める総時間数を超える場合は、研修者に負担とならないよう配慮する。
[各教科目の時間数及びコマ数に関する考え方]
 - ・運営上 45 分を 1 時間とみなし、90 分を 1 コマ 2 時間として計算する。
 - ・原則、講義 30 時間は 2 時間の授業を 15 コマ、講義 15 時間は 2 時間の講義を 8 コマ実施する。※特定行為研修は実時間（60 分を 1 時間とする）を適用しているが、認定看護師教育はみなし時間（45 分を 1 時間とみなす）を適用しているため、教育基準カリキュラムには特定行為研修に該当する全ての教科目について、みなし時間に換算した時間数を記載している。詳細は、【教科目名及び時間数】を参照
4. 授業形態及び評価方法は、以下を満たすものとする。
 - 1) 共通科目の「指導」「相談」「看護管理」、認定看護分野専門科目の授業形態は、特に指定のない限り、教育機関の裁量とする。
 - 2) 評価方法は、筆記試験、レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい（筆記試験、レポート、実技試験等の併用も可能）。
[試験時間・試験回数に関する考え方（特定行為研修に該当する教科目を除く）]
 - ・試験時間は各教科目の規定時間を含めず、別途、試験時間を設けて行う。
 - ・各教科目の試験時間は 90 分を超えない。
 - ・各教科目の試験は 1 回とする。
5. 異なる分野間での合同講義は、『合同講義の実施基準』（別添 B-3：P. 61）を満たすものとする。

6. e-ラーニングを利用する場合は、『e-ラーニングの実施基準』（別添 1：P.86）を満たすものとする。
7. 遠隔授業を行う際は、『遠隔授業の実施にあたっての注意事項』（別添 2：P.87）に留意する。

注意点：

- 1) 認定看護師教育基準カリキュラムの改正は、今後検討する。
- 2) 共通科目および各認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラムは下記 URL 参照。
URL：https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cn/cn_curriculum_b.html

【教科目名及び時間数】

認定看護師教育基準カリキュラム				参考) 特定行為研修 注1	
共通科目 (必修)	教科目名	時間数 (分) [みなし時間 : 45分を1時間とみなす]	時間数 (分) [実時間 : 60分を1時間とする]	内容	
合計 380 時間	臨床病態生理学*	40 (1800)		臨床病態生理学	30 (1800)
	臨床推論*	45 (2025)	(2700)	臨床推論	45 (2700)
	臨床推論 : 医療面接*	15 (675)			
	フィジカルアセスメント : 基礎*	30 (1350)	(2700)	フィジカルアセスメント	45 (2700)
	フィジカルアセスメント : 応用*	30 (1350)			
	臨床薬理学 : 薬物動態*	15 (675)	(2700)	臨床薬理学	45 (2700)
	臨床薬理学 : 薬理作用*	15 (675)			
	臨床薬理学 : 薬物治療・管理*	30 (1350)			
	疾病・臨床病態概論*	40 (1800)	(2475)	疾病・臨床病態概論	40 (2400)
	疾病・臨床病態概論 : 状況別*	15 (675)			
	医療安全学 : 医療倫理*	15 (675)	(1350)	医療安全学	45 (2700)
	医療安全学 : 医療安全管理*	15 (675)			
	チーム医療論 (特定行為実践)*	15 (675)	(1350)	特定行為実践	
	特定行為実践*	15 (675)			
	指導	15			
	相談	15			
	看護管理	15			
認定看護分野専門科目 (必修)	(認定看護分野ごとに定める)	225 時間以内			
特定行為研修区分別科目* (必修)	(認定看護分野ごとに定める)	22 時間以上			
統合演習 (必修)	(認定看護分野ごとに定める)	15 時間以上			
臨地実習 (必修)	(認定看護分野ごとに定める)	150 時間以上			

*特定行為研修に該当する教科目

注1 : 保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令

教科目名	eラーニングを利用する場合など、教科目名が認定看護師教育基準カリキュラムで定めている教科目名と異なる場合は、括弧書き等で併記する 例：フィジカルアセスメント（フィジカルアセスメント：基礎、フィジカルアセスメント：応用）			時間数	
教科目のねらい	教育基準カリキュラムで定める「ねらい」または「教科目のねらい」から変更せず記載する				
授業形態					
講義内容	講義日	単元・学習内容	時間	担当教員名	
	研修者に対しては、 <u>開講前までに、講義スケジュールを開示することが望ましい。</u>	教育基準カリキュラムで定める「単元・学習内容」の文言は変更せず記載する ※指定の学習内容の他に、必要に応じて教育機関の裁量で追加が可能 ※単元に学習内容の指定がない場合は、教育機関の裁量で記載する			
評価方法・基準					
※必要に応じて、科目責任者や使用図書、参考文献等を追加する					
備考	みなし時間で時間数を記載する場合は、その旨を備考欄等に記載し研修者に周知する。 例：「日本看護協会 認定看護師教育基準カリキュラムに準じ、みなし時間（45分を1時間とする）を適用している」				

合同講義*の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

* 合同講義とは、B 課程教育機関間で分野が異なる複数の課程が合同で集合研修を行うことをいう。

- 1) 共通科目は合同講義を認める。
 - ・ 講義・演習・実習いずれも可。
- 2) 認定看護分野専門科目で合同講義が実施可能な分野及び内容は、以下の通り。
 - (1) 実施可能な分野
 - ①がん関連分野
緩和ケア・がん放射線療法看護・がん薬物療法看護・乳がん看護
 - ②新生児・小児関連分野の共通学習内容
新生児集中ケア・小児プライマリケア
 - (2) 実施可能な内容
 - ①がん関連分野
認定看護師教育基準カリキュラムに「がん領域共通学習内容」と記載の以下の教科目
「がん看護学総論」「腫瘍学概論」「がんの医療サービスと社会資源」
 - ②新生児・小児関連分野
認定看護師教育基準カリキュラムに「小児領域共通学習内容」と記載の以下の教科目
「子どもの権利」「子どもの成長・発達」「子どもの家族の理解」
「社会資源と多職種連携」
- 3) 特定行為研修区分別科目は、同一科目の合同講義を認める。
 - ・ 講義・演習・実習いずれも可。ただし、患者に対する実技を行う実習を除く。
- 4) 統合演習は、ケースレポートの発表会の合同講義を認める。

詳細は、各分野の認定看護師教育基準カリキュラムを参照（以下、URL 参照）

URL : https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cn/cn_curriculum_b.html

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び 実習施設の医療実績に関する報告事項 (感染管理)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○感染管理に関する組織的活動（サーベイランスを含む）を行っていること
○感染対策向上加算 1 または 2 に関する施設基準を満たしていること

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	行っているサーベイランスの種類とコンサルテーションの事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	感染管理認定看護師数 感染症看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	感染症専門医またはインфекションコントロールドクター（ICD）の有無
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	感染制御チームミーティング、ラウンドの有無とその年間回数
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	感染対策向上加算 1 または 2 に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(がん放射線療法看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○がん診療連携拠点病院または日本放射線腫瘍学会の認定施設が望ましい

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	体外照射と小線源治療の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん放射線療法看護認定看護師数 がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医（放射線科専門医、核医学専門医等）、認定医、診療放射線技師の有無
4) 専門外来や専門病棟	放射線療法を中心に行う病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	がん放射線療法を受ける患者に関わる医療チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	医療機器安全管理料、及び外来放射線治療加算に関する施設基準の届出の有無 がん診療連携拠点病院の指定の有無 日本放射線腫瘍学会からの施設認定の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(がん薬物療法看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○がん薬物療法に専門的な知識と経験をもつ医師と、がん化学療法看護認定看護師（がん薬物療法看護認定看護師）がいること

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	がん薬物療法を行った事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん薬物療法看護認定看護師数あるいはがん化学療法看護認定看護師数、がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医、がん薬物療法専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師の有無
4) 専門外来や専門病棟	がん薬物療法を中心に行う病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療拠点病院）、地域がん診療病院、特定領域がん診療拠点病院の指定の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(緩和ケア)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること。
実習施設の要件（分野別指定事項）
○緩和ケア病棟入院料、または、緩和ケア診療加算に関する施設基準を満たしている

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	ホスピス・緩和ケア病棟、在宅等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん性疼痛看護認定看護師数 緩和ケア認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	ホスピス・緩和ケア病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	定期的に活動している緩和ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	緩和ケア病棟入院料、または緩和ケア診療加算に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(クリティカルケア)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○クリティカルケア看護に必要な機器等を含む設備が整っていること
○院内トリアージ実施料を算定している施設、特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たしている施設であることが望ましい

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	救急外来及び緊急入院の事例数、ICU・CCU等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	救急看護認定看護師数 集中ケア認定看護師数 クリティカルケア認定看護師数 急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	クリティカルケア領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	救急外来やICU・CCU等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	呼吸ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	人工呼吸器、補助循環装置等
7) その他（施設基準の届出など）	院内トリアージ実施料、特定集中治療室管理料、救命救急入院料に関する施設基準の届出の有無

注：「－」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(呼吸器疾患看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○病院実習施設には、呼吸ケアチームがあることが望ましい ○在宅ケア実習の場合、呼吸器疾患をもつ利用者がいること、また、実習指導者は当該認定看護分野の認定看護師、もしくは、当該分野での経験が5年以上あり、熟練した実践能力を有する者であること

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
〔病院の場合〕	
1) 年間の事例数	呼吸器疾患患者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性呼吸器疾患看護認定看護師数、呼吸器疾患看護認定看護師数、救急看護認定看護師数、集中ケア認定看護師数、クリティカルケア認定看護師数、慢性疾患看護専門看護師数、急性・重症患者看護専門看護師数、老人看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	当該領域の専門医、認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	呼吸器看護を中心とする病棟、外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	呼吸ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—
〔在宅の場合〕	
1) 年間の事例数	呼吸器疾患患者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性呼吸器疾患看護認定看護師数、呼吸器疾患看護認定看護師数、救急看護認定看護師数、集中ケア認定看護師数、クリティカルケア認定看護師数、慢性疾患看護専門看護師数、急性・重症患者看護専門看護師数、老人看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(在宅ケア)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
特になし

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	訪問看護ステーションの利用者数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	訪問看護認定看護師数 在宅ケア認定看護師数 在宅看護専門看護師数 地域看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	以下についての対応の可否及びその具体（対応可能な場合） ・訪問看護の対応状況 （24 時間、乳幼児疾患、小児疾患、精神疾患、難病、終末期等） ・対応可能な医療管理項目 （在宅酸素、人工呼吸、経管栄養、中心静脈栄養、人工肛門、CAPD 等）

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(手術看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
特になし

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	手術を行った事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	手術看護認定看護師数
3) 専門医または認定医数	手術療法に関する専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	麻酔管理料Ⅰ・Ⅱの届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(小児プライマリケア)**

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○病院の場合、医療的ケア児の退院支援を行う部門もしくは人員がいること
○診療所の場合、実習指導者は当該認定看護分野の認定看護師、もしくは、当該分野での経験が5年以上あり、熟練した実践能力を有する者であること

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
〔病院の場合〕	
1) 年間の事例数	一般外来及び救急外来における小児の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	小児救急看護認定看護師数 小児プライマリケア認定看護師数 小児看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	救急外来や専門病棟等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	小児を対象とした退院支援チーム、虐待対応チーム、呼吸ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—
〔診療所の場合〕	
1) 年間の事例数	小児の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	小児救急看護認定看護師数 小児プライマリケア認定看護師数 小児看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(新生児集中ケア)**

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）	
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること	
実習施設の要件（分野別指定事項）	
○新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たしていること	
○新生児・小児の退院支援を行う部門もしくは人員がいること	

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	NICU の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	新生児集中ケア認定看護師数 小児看護専門看護師数 母性看護専門看護師数 NCPR のインストラクター数
3) 専門医または認定医数	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	NICU、GCU、フォローアップ外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	新生児・小児を対象とした退院支援チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	新生児特定集中治療室管理料、または総合周産期特定集中治療室管理料、入退院支援加算 3 に関する施設基準の届出の有無 NICU 病床数（新生児特定集中治療室の病床数または総合周産期特定集中治療室の病床数）

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(心不全看護)**

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○在宅医療（訪問看護ステーションなど）の場合、実習指導者は当該認定看護分野の認定看護師、もしくは、当該分野での経験が5年以上あり、熟練した実践能力を有する者であること

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
〔病院の場合〕	
1) 年間の事例数	心不全患者の事例数（入院患者数・外来受診者数）
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性心不全看護認定看護師数 心不全看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医・認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	専門外来や専門病棟の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	心不全看護分野に関連した専門チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—
〔在宅医療（訪問看護ステーションなど）の場合〕	
1) 年間の事例数	心不全患者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性心不全看護認定看護師数 心不全看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(腎不全看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○腹膜透析を実施していることが望ましい

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	透析の件数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	透析看護認定看護師数 腎不全看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	血液透析室、腹膜透析外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	血液透析療法に必要な機器の有無 (血液透析装置、水処理装置、血液濾過装置等)
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(生殖看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○ART を実施していること。年間 50 件以上の実績があることが望ましい

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	ART の実施数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	不妊症看護認定看護師数 生殖看護認定看護師数 がん化学療法看護認定看護師数 乳がん看護認定看護師数 新生児集中ケア認定看護師数 がん看護専門看護師数 遺伝看護専門看護師数 母性看護専門看護師数 精神看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	関連した領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	ART を中心に行う病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	ART に関する機器の有無
7) その他（施設基準の届出など）	看護相談スペースの有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(摂食嚥下障害看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○摂食機能療法を算定している実績がある
○摂食嚥下障害看護に必要な機器等を含む設備が整っている

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	摂食嚥下障害看護を行った事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	摂食・嚥下障害看護認定看護師数 摂食嚥下障害看護認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	脳血管障害、神経・筋疾患の患者を対象とした病棟、摂食嚥下障害に関する専門外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	栄養サポートチーム、摂食嚥下チームの有無とそのミーティング及びラウンドの年間回数
6) 医療機器の設備	嚥下造影検査装置、嚥下内視鏡検査機器等の有無
7) その他（施設基準の届出など）	摂食機能療法、栄養サポートチーム加算、経口摂食回復促進加算に関する施設基準の届出の有無

注：「－」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(糖尿病看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○糖尿病合併症管理料及び糖尿病透析予防指導管理料に関する施設基準を満たしていること

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	糖尿病患者の入院数・外来受診者数等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	糖尿病看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	糖尿病の治療を中心に行う病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	糖尿病合併症管理料、及び透析予防指導管理料に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(乳がん看護)**

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○乳がんに関する手術件数が年間 30 件以上あること
○乳がんに対する手術療法、化学療法、放射線療法を施設内で実施していること

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	乳がん患者の事例数 乳がんに関する手術件数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	乳がん看護認定看護師数 がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	乳がんの治療を中心に行う病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	乳がんに対する手術療法、化学療法、放射線療法実施の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(認知症看護)**

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○認知症の人の治療・看護に専門的な知識と経験をもつ医師や認定看護師がいること
○高齢者の入居・入所施設の場合、実習指導者は当該認定看護分野の認定看護師、もしくは、当該分野での経験が5年以上あり、熟練した実践能力を有する者であること

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
〔病院の場合〕	
1) 年間の事例数	認知症の人の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	認知症看護認定看護師数 老人看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医、認知症の人の診療について十分な経験と知識のある専任の常勤医師の有無
4) 専門外来や専門病棟	認知症看護を中心に行う病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	認知症ケアに関連した専門チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	認知症ケア加算 1 または 2 に関する施設基準の届出の有無
〔高齢者の入居・入所施設の場合〕	
1) 年間の事例数	認知症の人の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	認知症看護認定看護師数 老人看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(脳卒中看護)

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○急性期及び回復期の臨地実習に必要な事例数を確保できること (1つの施設で確保することが困難な場合は、急性期及び回復期の施設をそれぞれ組み合わせることも可)

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	脳卒中、脳卒中リハビリテーションの事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	脳卒中リハビリテーション看護認定看護師数 脳卒中看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数 急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	SCU、リハビリテーション施設の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	脳卒中ケアユニット入院管理料、脳血管疾患等リハビリテーション料、排尿自立支援管理料に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 50～51）

別添 B-4

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び
実習施設の医療実績に関する報告事項
(皮膚・排泄ケア)**

〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）	
○	当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）	
○	創傷・オストミー・失禁に関する専門外来や専門病棟があることが望ましい
○	創傷・オストミー・失禁に関する専門チームがあることが望ましい
○	地域・在宅への訪問看護・指導を実施していることが望ましい

〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	創傷・オストミー・失禁の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	皮膚・排泄ケア認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	創傷・オストミー・失禁に関する専門外来や専門病棟の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	創傷・オストミー・失禁に関する専門チームの有無
6) 医療機器の設備	皮膚・排泄ケアに必要な用品の有無 (陰圧閉鎖療法機器、ストーマ用品、創傷被覆材、体圧分散用具等)
7) その他（施設基準の届出など）	褥瘡ハイリスク患者ケア加算、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の届出の有無、 排尿自立指導料に関する施設基準の届出の有無、 人工肛門・人工膀胱造設前処置加算、 下肢末梢動脈疾患指導管理加算、糖尿病合併症管理料、 在宅患者訪問褥瘡管理指導料 等

注：「－」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 B-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 50～51)

別添 B-5

特定看護分野の実務研修内容の基準

(特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

感染管理	1) 通算 3 年以上、感染管理に関わる活動実績（感染対策委員会、ICT、リンクナース会等）を有すること。 2) 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を 1 事例以上有すること。 3) 医療関連感染サーベイランス実施における一連の流れを理解していることが望ましい。 4) 現在、医療施設等において、専任または兼任として感染管理に関わる活動に携わっていることが望ましい。
がん放射線療法看護	1) 通算 3 年以上、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域における看護実績を有すること。 2) がん放射線療法を受けている患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来で勤務していることが望ましい。
がん薬物療法看護	1) 通算 3 年以上、がん薬物療法を受けている患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域における看護実績を有すること。 2) がん薬物療法を受けている患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) がん薬物療法薬の経静脈投与管理の実績が 1 例以上あることを必須とする。 4) 現在、がん薬物療法を受けている患者の多い病棟・外来で勤務していることが望ましい。
緩和ケア	1) 通算 3 年以上、緩和ケアを受ける患者の多い病棟、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 緩和ケアを受ける患者を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、緩和ケアを受ける患者の多い病院、または在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。
クリティカルケア	1) 通算 3 年以上、クリティカルケア部門（救急・集中治療部門等。ただし、手術室・NICU は除く）での看護実績を有すること。 2) 疾病、外傷、手術などにより高度な侵襲を受けた患者の看護を 5 例以上担当した実績（生命維持装置（人工呼吸器等）を装着した患者の看護を 1 例以上含む）を有すること。 3) 現在、クリティカルケア部門で勤務していることが望ましい。 4) 救急蘇生（二次救命処置等）に関する知識・技術を有することが望ましい。
呼吸器疾患看護	1) 通算 3 年以上、呼吸障害^注を持つ患者が多い部署での看護実績を有すること。 注：COPD、間質性肺炎、肺がん、気管支喘息、気管支拡張症、肺結核後遺症、非結核性抗酸菌症、肺繊維症、睡眠呼吸障害等、神経・筋疾患による呼吸障害を含む。以下、呼吸障害と省略する。 2) 呼吸障害のある患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、呼吸障害を持つ患者の看護に携わっていることが望ましい。

B
課
程

別添 B-5

特定看護分野の実務研修内容の基準

(特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

在宅ケア	1) 通算 3 年以上、在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 医療依存度の高い患者の在宅における看護（在宅療養移行支援含む）を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、在宅ケアに携わっていることが望ましい。 4) 気管カニューレ管理、胃ろうカテーテル・腸ろうカテーテル・胃ろうボタン管理、褥瘡又は慢性創傷管理、輸液管理の知識・技術を有していることが望ましい。
手術看護	1) 通算 3 年以上、手術看護分野での看護実績を有すること。 2) 手術看護における器械出し看護師及び外回り看護師としての実績を 5 例以上有すること。 3) 現在、手術室で勤務していることが望ましい。
小児プライマリケア	1) 通算 3 年以上、小児看護分野または救急看護分野での看護実績を有すること。 2) 小児患者・家族の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 人工呼吸器及び気管カニューレを装着している小児の看護を経験していることが望ましい。 4) 現在、小児の看護に携わっていることが望ましい。
新生児集中ケア	1) 通算 3 年以上、新生児集中ケア部門での看護実績を有すること。 2) ハイリスク新生児の生後 1 週間以内における集中ケア及び親・家族の看護を 5 例以上担当した実績（ハイリスク新生児の退院支援を 1 例以上含む）を有すること。 3) 現在、ハイリスク新生児のケアを行う部門で勤務していることが望ましい。 4) 新生児の蘇生に関する知識・技術を有することが望ましい。
心不全看護	1) 通算 3 年以上、心不全患者の多い病棟での看護実績を有すること（その間、外来、在宅ケア部門での看護実績を含んでよい）。 2) 心不全の増悪期から回復期にある患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、心不全患者の多い病棟或いは外来、在宅ケア部門で勤務していることが望ましい。 4) 救急蘇生（二次救命処置等）に関する知識・技術を有することが望ましい。
腎不全看護	1) 通算 3 年以上、腎不全看護分野での看護実績を有すること。 2) 腎不全患者・家族への看護を 5 例以上担当した実績（透析導入期または維持期の血液透析患者の看護を 1 例以上含む）を有すること。 3) 現在、腎不全患者の多い部門で勤務していることが望ましい。

生殖看護	1) 通算 3 年以上、生殖看護領域での看護実績を有すること。 2) 性と生殖の健康に困難な課題及びリスクのある個人、家族への看護を 5 例以上担当した実績（不妊症患者の看護を 1 例以上含む）を有すること。 3) 現在、生殖看護に関連する病棟・外来等で勤務していることが望ましい。
摂食嚥下障害看護	1) 通算 3 年以上、摂食嚥下障害患者が多い保健医療福祉施設、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 摂食嚥下障害患者を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、摂食嚥下障害患者の看護に携わっていることが望ましい。
糖尿病看護	1) 通算 3 年以上、糖尿病患者の多い病棟、または外来・在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) インスリン療法を行っている糖尿病患者または糖尿病合併症を有する患者の看護を、合わせて 5 例※以上担当した実績（外来または在宅ケア領域での療養支援を 1 例以上含む）を有すること。 3) 現在、糖尿病患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。 4) 糖尿病および糖尿病療養支援に関する知識を有し、糖尿病教室や公開講座などの患者教育を実施した実績があることが望ましい。 ※10 例以上の経験があることが望ましい。ただし、教育課程への提出事例は 5 例でよい。
乳がん看護	1) 通算 3 年以上、乳がん患者の多い病棟または外来等での看護実績を有すること。 2) 乳がん患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、乳がん患者の看護に携わっていることが望ましい。
認知症看護	1) 通算 3 年以上、認知症の人の多い施設（在宅ケア領域を含む）での看護実績を有すること。 2) 認知症の人の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、認知症の人の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等で認知症の人の看護実践に携わっていることが望ましい。
脳卒中看護	1) 通算 3 年以上、脳卒中患者の多い部署での看護実績を有すること。 2) 脳卒中患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、脳卒中患者の多い施設等で勤務していることが望ましい。
皮膚・排泄ケア	1) 通算 3 年以上、皮膚・排泄ケア領域における看護実績を有すること。 2) 皮膚・排泄ケア領域における看護を 5 例以上担当した実績を有すること。ただし、創傷、ストーマ、排泄管理の事例を各 1 例以上含むこと。 3) 現在、皮膚・排泄ケア領域における看護を行う臨床現場に勤務していることが望ましい。

【共通事項】

別添 1

e-ラーニングの実施基準

e-ラーニング*の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

*e-ラーニングとは、インターネットを利用した学習形態で、研修者が学習管理システムを使用し自宅等で学習するものをいう。集合研修でコンテンツを教材として使用する場合は該当しない。

1. e-ラーニングの活用は、十分な学習効果が得られる教科目または単元で行う。
2. 認定看護師教育を目的に認定看護師教育基準カリキュラムに基づき作成されたコンテンツを使用する。ただし、認定看護師教育機関審査会で認めた場合、この限りでない。
3. 教科目のねらいの達成に向け、集合教育と同等の学習効果が得られる水準のコンテンツを使用する。
4. 研修者の学習を促進するため、以下の学習管理体制を整える。
 - 1) 教科目ごとの履修状況や理解度に応じた支援を行う。
 - 2) 反復学習が可能である。
 - 3) 学習内容やシステムの操作・トラブル等の質問に対応が可能である。
5. 研修者同士の意見交換の機会を確保することが望ましい。

※特定行為研修に該当する教科目（共通科目のうち「指導」「相談」「看護管理」を除く教科目と特定行為研修区分別科目）は、厚生労働省が定める特定行為研修の要件に準じること。

遠隔授業とは、多様なメディアを高度に利用し、教室等以外の場所で研修者が受講することができる授業である。また、通信衛星、光ファイバー等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次のいずれかを指す。

- 1) テレビ会議システム等を用いて同時かつ双方向に行われるもの。
- 2) インターネット配信方式等を用いたオンデマンド型（e ラーニングを含む）。

（文部科学省の大学設置基準第 25 条 2 項および平成 13 年文部科学省告示 51 号を基に認定部作成）

遠隔授業の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

1. 各教科目のねらいに基づき十分な学習効果が得られる教科目または単元において、適当と判断した方法にて行う。
2. 研修者の学習を促進するため、以下の点に留意し適切な体制を整える。
 - 1) 募集要項やシラバス等に遠隔授業を行う旨を明記し、研修者に周知する（シラバスでは、具体的な授業方法についても示す）。
 - 2) 研修者へ遠隔授業を利用できる環境を整えるよう周知し、準備状況を確認する。
 - 3) 教科目ごとの履修状況や理解度に応じた教育支援を行う。
 - 4) 組織的な情報セキュリティ対策を講じる（研修者への情報セキュリティに関する注意喚起を含む）。
 - 5) システムの操作・トラブル等の質問に対応可能な体制を整える。
 - 6) 遠隔授業実施後に、実施方法や導入科目が適切であったかを評価し、随時見直しを行う。
3. オンデマンド型で遠隔授業を実施する際には、上記 1 および 2 項に加えて、以下の点に配慮する。
 - 1) 作成された外部コンテンツを用いて授業を行う場合は、以下の（1）～（3）に留意するとともに、認定看護師教育を目的に認定看護師教育基準カリキュラムに基づき作成されたものを使用することが望ましい。ただし、認定看護師教育機関審査会で認めた場合、この限りでない。
 - （1） 学習する内容が、基準カリキュラムの内容と合致しているかを確認する。
 - （2） コンテンツを用いることで、総時間数が規定より長くなる場合は、事前に研修者へ十分に周知する。
 - （3） 授業時間は、基準カリキュラムの時間数を遵守する。
 - 2) 反復学習が可能な体制を整える。
 - 3) 研修者同士の意見交換の機会を確保することが望ましい。

※特定行為研修に該当する教科目（共通科目のうち「指導」「相談」「看護管理」を除く教科目と特定行為研修区分別科目）は、厚生労働省が定める特定行為研修の要件に準じること。

【遠隔授業の活用における留意点】

- ・ 遠隔授業を用いた教科目または単元の履修状況ならびに修了を確認できる体制を整える。
- ・ 働きながら学ぶ研修者に対して、学習時間を確保できるよう支援を行う。

別添3 認定看護師教育機関 認定審査・認定確認・認定更新審査 申請情報一覧

1. 認定審査

申請情報の提出は「教育機関 審査・申請システム」の各申請の「申請状況詳細」画面から行う。
提出する情報は新規申請*1の場合と移行申請*2の場合で一部異なるため、必要な情報を確認し漏れなく提出する。

- *1：初めて認定看護師教育機関に申請する場合があります。
*2：A 課程教育機関が同一分野または当該分野が含まれる統合分野に申請する場合があります。
認定されていない分野を申請する場合は、新規申請に該当します。

〔下記表の凡例〕

○：提出が必要な情報

◇：(移行申請のみ) 前回審査時の申請内容から変更があった場合に提出

●：必要に応じて提出

－：提出不要

提出方法：

- 1) 教育機関 審査・申請システムに入力する。
- 2) 教育機関 審査・申請システムにデータをアップロードする。

教育機関 審査・申請システムの画面に表示の 申請情報名		認定申請 (新規申請)		認定申請 (移行申請)	
		申請情報	提出方法	申請情報	提出方法
「教育機関基本情報の変更」画面	教育理念	○	1)	○	1)
	教育目的	○		○	
「申請状況詳細」画面	教員・講師	○		○	
	科目・教員	○		○	
	実習	－		－	
	実習施設	○		○	
	実習施設リスト	○		○	
	開講予定	○		○	
	入学・修了	－		－	
	主任・専任教員リスト	○		○	
	委員会	○		○	
	設備・職員	○		○	
	収支	○		○	
必須添付資料	1. 組織図	○	2)	◇	2)
	2. 履修要項	○		○	
	3. 教育課程運営に関する規則・細則	○		○	
	4. シラバス	○		○	
	5. 修了要件・試験方法等が明示されている文書	○		○	
	6. 実習要項・実習評価の基準が明示されている文書	○		○	
	7. 入試委員会規程	○		◇	
	8. 募集要項（入学案内、または入試要項：審査料、 入学金、受講料等の他、研修者の自己負担となる費用 （実習費等）について、すべて明記されていること）	○		○	
	9. ハラスメント防止に関する規定	○		◇	
	10. 教員会規程	○		◇	
	11. 指定研修機関指定証の写し	○		○	
	12. 個人情報保護に関する規定	○		○	
	13. その他添付資料（合同講義一覧等）	●		●	

2. 認定確認

申請情報の提出は「教育機関 審査・申請システム」の各申請の「申請状況詳細」画面から行う。
提出する情報は各申請で異なるため、必要な情報を確認し漏れなく提出する。

[下記表の凡例]

- ：提出が必要な情報
- ◎：複数年分の提出が必要な情報（認定確認2年分：休講年を除く）
- ◇：認定時より変更があった場合に提出
- ：必要に応じて提出
- －：提出不要

提出方法：

- 1) 教育機関 審査・申請システムに入力する。
- 2) 教育機関 審査・申請システムにデータをアップロードする。

教育機関 審査・申請システムの画面に表示の 申請情報名		認定確認（B 課程教育機関）		
		申請情報	提出方法	備考
「申請状況詳細」画面	科目・教員	◎	1)	・「実習」「入学・修了」は、項目表示はありますが入力不要（不可）です。 ・委員会名簿は当該年度のみ、概要は複数年分提出してください。
	実習	－		
	実習施設リスト	◎		
	入学・修了	－		
	委員会	◎		
	設備・職員	○		
	収支	◎		
「教員・講師の登録・変更」画面	教員・講師	●	1)	教員・講師・実習施設の情報に変更等がある場合は、当該画面で入力後、「申請情報詳細」画面の入力を進めてください。
「実習施設の登録・変更」画面	実習施設	●		
「年次情報」画面	開講予定	－		年次情報は既に提出済であるため、申請時点での提出は不要です。
	主任・専任教員リスト	－		
必須添付資料	1. 組織図	◇	2)	＊履修要項等に含まれており、履修要項をご提出いただいた場合は、重複した提出は不要です。その旨を画面上の「備考欄」に記載するなどお知らせください。
	2. 履修要項	◎		
	3. 教育課程運営に関する規則・細則	◇		
	4. シラバス＊	◎		
	5. 修了要件・試験方法等が明示されている文書＊	◎		
	6. 実習要項・実習評価の基準が明示されている文書	◎		
	7. 入試委員会規程	◇		
	8. 募集要項（入学案内、または入試要項：審査料、入学金、受講料等の他、研修者の自己負担となる費用（実習費等）について、すべて明記されていること）	◎		
	9. ハラスメント防止に関する規定＊	◇		
	10. 教員会規程	◇		
	11. 指定研修機関指定証の写し	◇		
	12. 個人情報保護に関する規定	◇		
	13. その他添付資料（合同講義一覧等）	●		

3. 認定更新審査

申請情報の提出は「教育機関 審査・申請システム」の各申請の「申請状況詳細」画面から行う。
提出する情報は各申請で異なるため、必要な情報を確認し漏れなく提出する。

[下記表の凡例]

- ：提出が必要な情報
- ◎：複数年分の提出が必要な情報（認定更新5年分：休講年を除く）
- ◇：認定時より変更があった場合に提出
- ：必要に応じて提出
- －：提出不要

提出方法：

- 1) 教育機関 審査・申請システムに入力する。
- 2) 教育機関 審査・申請システムにデータをアップロードする。

教育機関 審査・申請システムの画面に表示の 申請情報名		認定更新（A 課程教育機関）		
		申請情報	提出方法	備考
「申請状況詳細」画面	科目・教員	◎	1)	委員会名簿は当該年度のみ、概要は複数年分提出してください。
	実習	○		
	実習施設リスト	◎		
	入学・修了	○		
	委員会	◎		
	設備・職員	○		
	収支	◎		
「教員・講師の登録・変更」画面	教員・講師	●	1)	教員・講師・実習施設の情報に変更等がある場合は、当該画面で入力後、「申請情報詳細」画面の入力を進めてください。
「実習施設の登録・変更」画面	実習施設	●		
「年次情報」画面	開講予定	－		年次情報は既に提出済であるため、申請時点での提出は不要です。
	主任・専任教員リスト	－		
必須添付資料	1. 組織図	○	2)	* 履修要項等に含まれており、履修要項をご提出いただいた場合は、重複した提出は不要です。その旨を画面上の「備考欄」に記載するなどしお知らせください。
	2. 教育機関の学則・細則	○		
	3. 教育課程運営に関する規則	○		
	4. シラバス*	◎		
	5. 実習要項等	◎		
	6. 実習評価の基準が明示されている文書	◎		
	7. 入試委員会規程	◇		
	8. 入学案内、または入試要項	◎		
	9. 修了要件・試験方法等が明示されている文書*	◎		
	10. 教員会規程	◇		
	11. ハラスメント防止に関する規定*	○		
	12. 個人情報保護に関する規定**	○		

別添 4

認定看護師教育機関審査料及び認定料（A課程）

1. 教育機関認定更新

*税込表示は、消費税 10%を反映

・審査料	: 190,000 円（税込 209,000 円）／1 教育課程
・再審査料*	: 47,000 円（税込 51,700 円）／1 教育課程
・認定料	: 95,000 円（税込 104,500 円）／1 教育課程

※一部要件を満たさないと指摘された項目について、再提出書類を再審査する。

2. 減免要件

1) 審査料及び申請料

同時に 2 課程以上を申請する場合には、2 課程目から以下の料金を適用する。

- ・認定更新（審査料） 95,000 円（税込 104,500 円）／1 教育課程

- 2) 上記 1. について、以下の要件①から③のいずれかひとつに該当する場合は、審査料及び申請料の 50%を減額する。また、要件①から③の適否に関わらず、要件④及び⑤に該当する場合は、審査料及び申請料の 70%を減額する。ただし、いずれの場合も再審査料、再確認申請料、認定料は減免されない。

【減免要件】

- ① 申請時において対象分野が新規分野特定されてから 5 年以内の場合
- ② 申請時において対象分野を開講している教育機関が 2 機関未満の場合
- ③ 対象分野の認定看護師数が機関所在地の本会法人地区ブロックで 20 名未満の場合
- ④ 都道府県看護協会開設の教育機関の場合
- ⑤ その他本会制度委員会で減免が必要と認められた場合

別添 4

認定看護師教育機関審査料及び認定料（B課程）

1. 教育機関認定

*税込表示は、消費税 10%を反映

・審査料	: 238,000 円（税込 261,800 円）／1 教育課程
・再審査料*	: 47,000 円（税込 51,700 円）／1 教育課程
・認定料	: 95,000 円（税込 104,500 円）／1 教育課程

※一部要件を満たさないと指摘された項目について、再提出書類を再審査する。

2. 教育機関認定確認

・申請料	: 142,000 円（税込 156,200 円）／1 教育課程
・再確認申請料*	: 47,000 円（税込 51,700 円）／1 教育課程

※一部要件を満たさないと指摘された項目について、再提出書類を再審査する。

3. 教育機関認定更新

・審査料	: 190,000 円（税込 209,000 円）／1 教育課程
・再審査料*	: 47,000 円（税込 51,700 円）／1 教育課程
・認定料	: 95,000 円（税込 104,500 円）／1 教育課程

※一部要件を満たさないと指摘された項目について、再提出書類を再審査する。

4. 減免要件

1) 審査料及び申請料

同時に 2 課程以上を申請する場合には、2 課程目から以下の料金を適用する。

- ・認定（審査料） 190,000 円（税込 209,000 円）／1 教育課程
- ・認定確認（申請料） 95,000 円（税込 104,500 円）／1 教育課程
- ・認定更新（審査料） 95,000 円（税込 104,500 円）／1 教育課程

2) 認定料

同時に 2 課程以上を申請する場合には、2 課程目から以下の料金を適用する。

- ・認定（認定料） 47,000 円（税込 51,700 円）／1 教育課程
- ・認定更新（認定料） 47,000 円（税込 51,700 円）／1 教育課程

3) 上記 1. 2. 3. について、以下の①から③のいずれかひとつに該当する場合は、審査料及び申請料の 50%を減額する。ただし、いずれの場合も再審査料、再確認申請料、認定料は減免されない。

- ①申請時において対象分野が新規分野特定されてから 5 年以内の場合
- ②申請時において対象分野を開講している教育機関が 2 機関未満の場合
- ③対象分野の認定看護師数が教育機関所在地の本会法人地区ブロックで 20 名未満の場合

4) A 課程教育機関が B 課程教育機関へ移行する場合には、以下の料金を適用する。

（ただし、A 課程教育機関が、現在認定されている分野と同じ分野又は現行分野が含まれる統合分野へ移行する場合に限る）

- ・再審査料 47,000 円（税込 51,700 円）／1 教育課程

公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が実施する認定看護師制度は、特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的とする。

2 この規程は、本会が実施する認定看護師制度について、必要な事項を定める。

第2章 定 義

(認定看護分野)

第2条 認定看護分野とは、保健、医療及び福祉の現場において、熟練した看護技術及び知識を必要とする看護分野として、別表に定めたものをいう。

2 前項の認定看護分野を定めるときには、会長は認定看護師制度委員会に諮問する。

3 認定看護分野は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 独自の看護知識及び技術を必要とすること

(2) 看護実践経験の積み重ねのみでは修得しがたい、高い臨床推論力と病態判断力に基づく特定の知識及び技術を必要とすること

4 前項各号における知識及び技術については、他の看護分野との重なりがあったとしても、認定看護分野として認めることができるものとする。

(認定看護師教育機関)

第3条 認定看護師教育機関とは、認定看護師を養成するために必要な基準を満たしているとして、本会の認定を受けた教育機関をいう。

(認定看護師)

第4条 認定看護師とは、ある特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、本会の認定を受けた看護師をいう。

2 認定看護師が果たすべき役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定の看護分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する。(実践)

(2) 特定の看護分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行う。(指導)

(3) 特定の看護分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行う。(相談)

3 認定看護師は、前項で定める役割を果たすため、自ら進んでその能力の開発及び向上を図り、これを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

第3章 認定看護師制度委員会

(設置)

第5条 会長の諮問機関として、認定看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設置する。制度委員会に対する諮問事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定看護師制度の実施及び改善のための検討

(2) 認定看護分野の特定に関する審議

(3) その他会長が諮問した事項

(構成)

第6条 制度委員会は、委員10人程度で組織する。

2 制度委員会の委員は、理事会が選任する。任期中の委員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。

(任期)

第7条 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任することはできないものとする。

2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した委員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 制度委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 制度委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、制度委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 制度委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

4 制度委員会は、原則として非公開とする。

5 委員長は、必要と認めたときは制度委員会に諮り、参考人に会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録の作成及び審議結果の報告)

第10条 制度委員会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 制度委員会は、審議の概要及びその結果を総会に報告しなければならない。

第4章 審査会及びワーキンググループ

(設置)

第11条 認定看護師制度を運営するにあたり、有識者により構成される審査会を設置する。

2 前項の審査会は、次に掲げるとおり区分する。

(1) 教育機関に対する審査等の実施及び認定等の可否の決定その他これらについて必要な事項を行う認定看護師教育機関審査会

(2) 看護師に対する審査等の実施及び合否の決定その他看護師の認定等に必要な事項を行う認定看護師審査会

(構成)

第12条 認定看護師教育機関審査会は、10人程度の構成員で組織する。

2 認定看護師審査会は、認定看護分野ごとに選任された者により組織する。

3 審査会の構成員は、理事会が選任する。任期中の構成員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。

4 審査会の構成員の氏名は、在任中非公開とする。

(任期)

第13条 審査会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任す

ることはできないものとする。

- 2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した構成員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

(議長及び副議長)

第14条 審査会には、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成員の互選により選出する。
- 3 議長は、会務を総括する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第15条 審査会は、必要に応じ、議長が招集する。

- 2 審査会の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 3 審査会は、非公開とする。

(議事録の作成及び審議結果の報告)

第16条 審査会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、非公開とする。
- 3 審査会は、審議の概要及びその結果を会長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第17条 審査会の業務を補佐するため、審査会の下にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの業務内容は、非公開とする。
- 3 ワーキンググループのメンバーは、審査会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
- 4 ワーキンググループのメンバーの氏名は、在任中非公開とする。

第5章 認定看護師教育機関の認定等

(認定審査の申請)

第18条 認定看護師を養成する教育機関は、本会の認定を受けなければならない。

- 2 認定看護師教育機関は、次に掲げるとおり区分する。
 - (1) 保健師助産師看護師法第37条の2に規定されている特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を教育課程に組み込んでいない認定看護師教育機関（以下「A課程認定看護師教育機関」という。）
 - (2) 特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育機関（以下「B課程認定看護師教育機関」という。）
- 3 教育機関が本会の認定を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護師教育機関審査会が定める書類等（以下この章において「申請書等」という。）を認定看護分野ごとに提出し、認定看護師教育機関審査会が毎年1回実施する審査を受けなければならない。
- 4 教育機関が申請することができる認定看護分野は、別表で定めるとおりとする。
- 5 第3項の審査を受ける教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の審査料を減免することができる。

(審査要件)

第19条 認定看護師教育機関に関する審査要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、A課程認定看護師教育機関については、第7号は適用しないものとする。

- (1) 教育理念及び教育目的に関する事項
- (2) カリキュラムに関する事項

- (3) 入学要件及び修了要件に関する事項
- (4) 教員の資格及び配置に関する事項
- (5) 入試委員会及び教員会など協議機関に関する事項
- (6) 教育及び実習施設など学習環境に関する事項
- (7) 特定行為研修指定研修機関に関する事項
- (8) 収支に関する事項

2 前項各号における審査要件については、常務理事会において別に定めるものとする。

(認定)

第20条 認定看護師教育機関審査会は、前条で定める要件を満たしている教育機関について、認定看護師教育機関として認定する。

- 2 認定看護師教育機関審査会は、認定看護師教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。
- 3 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の認定料を減免することができる。
- 4 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、当該教育機関を認定看護師教育機関名簿に登録し、本会公式ホームページにおいて公表する。認定看護師教育機関名簿に関しては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 認定看護師教育機関名簿は、A課程認定看護師教育機関及びB課程認定看護師教育機関ごとに作成する。
 - (2) 2019年7月14日までに資格を取得した認定看護師教育機関については、2019年7月15日付けでA課程認定看護師教育機関名簿に登録する。
- 5 認定看護師教育機関としての資格は、会長が認定看護師教育機関名簿に登録した日（以下この章において「名簿登録日」という。）から取得する。
- 6 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から7年経過した日が属する年度末までとする。

(認定証)

第21条 会長は、認定看護師教育機関名簿に登録した認定看護師教育機関に対して、認定証を交付する。

(認定確認)

第22条 認定看護師教育機関は、第19条で定めた要件を満たしていることについて、教育課程開講の翌年度に認定看護師教育機関審査会の確認（以下「認定確認」という。）を受けなければならない。

- 2 認定看護師教育機関が認定確認を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
- 3 認定確認を受ける認定看護師教育機関は、理事会が別に定める申請料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の申請料を減免することができる。
- 4 認定確認は、書類の確認及び実地調査その他の認定看護師教育機関審査会が定める方法により行う。
- 5 認定看護師教育機関審査会は、認定確認の結果を会長に報告する。

(認定更新)

第23条 資格の有効期間が満了する認定看護師教育機関は、期間満了前に資格の更新（以下「認定更新」という。）を受けなければならない。

- 2 認定看護師教育機関が認定更新を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
- 3 認定更新を申請する認定看護師教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機

関の審査料を減免することができる。

- 4 認定看護師教育機関の認定更新に関する審査は、書類審査及び実地調査その他の認定看護師教育機関審査会が定める方法により行う。
- 5 認定看護師教育機関審査会は、前項の審査を実施し、第19条で定める要件を満たしている認定看護師教育機関について、認定更新を認める。
- 6 認定看護師教育機関審査会は、認定更新の結果を会長に報告する。
- 7 認定更新を認められた認定看護師教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の認定料を減免することができる。
- 8 認定看護師教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護師教育機関名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

(教育課程の開講)

- 第24条 認定確認及び認定更新を受けようとする認定看護師教育機関は、各手続における申請時において、申請を行おうとする教育課程を開講していなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定更新の対象年度に休講を予定している場合には、第20条第6項で定める資格の有効期間を延長することができる。
 - 3 前項により資格を延長することができる期間は、認定看護師教育機関審査会が決定する。
 - 4 前2項により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた教育機関及びその期間について会長に報告する。

(資格喪失)

- 第25条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師教育機関としての資格を喪失する。
- (1) 認定看護師教育機関がその資格を返上したとき
 - (2) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

- 第26条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、制度委員会及び認定看護師教育機関審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他の必要な処分を行うことができるものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
 - (2) 第19条で定めた要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - (3) 認定確認を受けなかったとき
 - (4) 一定期間開講していないとき
- 2 認定看護師教育機関の認定取消しに必要な事項については、常務理事会において別に定める。

(経過措置)

- 第27条 A課程認定看護師教育機関における認定看護師教育の実施等については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 認定看護師教育は、2027年3月末日まで実施する。
 - (2) 認定審査は、2020年3月末日まで実施する。
 - (3) 認定確認は、2022年3月末日まで実施する。
 - (4) 認定更新は、2026年3月末日まで実施する。
- 2 第20条第6項の規定にかかわらず、A課程認定看護師教育機関における資格の有効期間は、2027年3月末日までとする。

第6章 認定看護師の認定等

(認定審査の申請)

第28条 次に掲げる要件を満たしている者は、認定審査を受けることができる。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 看護師免許を取得後、通算5年以上の実務研修を受けており、そのうち通算3年以上は特定の認定看護分野における実務研修であること
- (3) 前号の研修については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める基準を満たしていること
- (4) A課程認定看護師教育機関若しくはB課程認定看護師教育機関又は外国においてそれらと同等と認められる教育を修了していること

2 認定看護師は、次に掲げるとおり区分する。

- (1) A課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師（以下「A課程認定看護師」という。）
- (2) B課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師（以下「B課程認定看護師」という。）

3 認定審査を受ける者（以下「受験者」という。）は、認定看護師審査会に対し、認定看護師審査会が定める申請書類を認定看護分野ごとに提出しなければならない。

4 受験者は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。

5 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

（審査）

第29条 認定看護師審査会は、受験者に対し毎年1回審査を実施する。

2 前項で定める審査において筆記試験を実施した場合には、試験問題について公表する。筆記試験問題以外の事項の公表等については、認定看護師審査会が別に定める。

（認定）

第30条 認定看護師審査会は、審査に合格した者を認定看護師として認定する。

2 認定看護師審査会は、認定看護師として認定した者を会長に報告する。

3 認定看護師として認定を受けた者は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。

4 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

5 認定看護師として認定を受けた者が第3項の認定料を納入した場合には、会長は、この者を認定看護師名簿に登録し、本会公式ホームページにおいて公表する。認定看護師名簿に関しては、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定看護師名簿は、A課程認定看護師及びB課程認定看護師ごとに作成する。

(2) 2019年7月14日までに資格を取得した認定看護師については、2019年7月15日付でA課程認定看護師名簿に登録する。

(3) 特定行為研修を修了した者が、A課程認定看護師教育機関を修了し認定看護師となった場合には、第28条第2項の規定にかかわらず、B課程認定看護師名簿に登録する。

(4) B課程認定看護師名簿に登録された認定看護師は、特定認定看護師と名乗ることができる。

6 認定看護師としての資格は、会長が認定看護師名簿に登録した日（以下この章において「名簿登録日」という。）から取得する。

7 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から5年経過した日が属する年の12月末日までとする。

（認定証）

第31条 会長は、認定看護師名簿に登録した認定看護師に対して、認定証を交付する。

（認定更新）

第32条 認定看護師は、その能力の維持向上を図るため、資格の有効期間満了前に認定更新を受けなければならない。ただし、認定看護師審査会が病気その他やむを得ない理由があると認める者に

- については、最大で3回まで第30条第7項で定める資格の有効期間を1年間延長することができる。
- 2 前項但書により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた者を会長に報告する。
 - 3 第1項の認定更新を受けるには、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (1) 申請時において、認定看護師であること
 - (2) 申請時において過去5年間に自己研鑽等の実績があること
 - (3) 前号の実績に関する事項については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める。
 - 4 認定更新を受けようとする認定看護師は、認定看護師審査会に対し、申請書類を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
 - 5 認定更新を申請する認定看護師は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。
 - 6 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護師の負担とする。

(認定更新の審査等)

- 第33条 認定更新に関する審査は、毎年1回実施する。
- 2 認定看護師審査会は、審査を経て認定看護師の認定更新を認めるものとする。
 - 3 認定看護師審査会は、認定更新を認めた者を会長に報告する。
 - 4 認定更新が認められた認定看護師は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。
 - 5 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護師の負担とする。
 - 6 認定看護師が第4項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護師名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

(資格喪失)

- 第34条 認定看護師が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師の資格を喪失する。
- (1) 認定看護師の資格を辞退したとき
 - (2) 日本国の看護師免許を失ったとき
 - (3) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

- 第35条 認定看護師としてふさわしくない行為があった場合には、制度委員会及び認定看護師審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他必要な処分を行うことができるものとする。
- 2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては、常務理事会が別に定める。

(再認定)

- 第36条 認定看護師が、資格の喪失後に再び認定を受けようとする場合には、審査等について認定更新に関する規定(資格要件のうち認定看護師であることを除く。)を準用する。この場合において、「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

(経過措置)

- 第37条 A課程認定看護師名簿に登録しようとする者に対する認定審査は、2030年3月末日まで実施する。

(移行措置)

- 第38条 A課程認定看護師名簿に登録している認定看護師は、特定行為研修を修了した後、届出の提出その他会長が定める事務手続を完了することにより、B課程認定看護師名簿に移行することができる。
- 2 前項で定める事務手続においては、理事会で定める実費相当額を徴収する。

第39条 B課程認定看護師名簿へ移行した場合における最初の認定更新をすべき時期については、移行前に認定更新を予定していた時期とする。

2 B課程認定看護師名簿へ移行した場合における最初の認定更新において、資格の有効期間内にA課程認定看護師として活動した期間がある場合には、当該期間についても第32条第3項第2号の要件を満たしているかを判断する際の実績とする。

第7章 雑 則

(制度の見直し)

第40条 本会は、認定看護師制度の運用等について、原則として5年ごとに必要な見直しを行うものとする。

(補則)

第41条 この規程に定めるもののほか、認定看護師制度の実施に必要な事項は、常務理事会において別に定める。

(改正)

第42条 この規程における変更は、理事会の決議により行われなければならない。

附 則

1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。

1 この規則は、平成9年10月25日改正

(第11条第2項を追加)

1 この規則は、平成12年11月24日改正

1 この規則は、平成15年5月20日改正

(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護士を看護師に変更)

1 この規則は、平成16年2月6日改正

(第20条第1項第3号 申請資格をもつ教育機関の改正)

1 この規則は、平成17年2月4日改正

(第6章第3節第24条を改正)

(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)

1 この規則は、平成19年4月20日改正

(第22条を改正)

(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)

1 この規則は、平成19年11月15日改正

(第5章に第1節教育機関の審査と認定、第2節教育機関の認定更新を追加)

(第11条に第3項から第10項を追加し、審査料と認定確認及び有効期間の記載等の改正)

(第12条を認定看護師教育機関認定の取消しに改正し、条文整理)

(第13条を認定更新の条項に改正)

1 この規則は、平成20年5月19日改正

(第11条7項・第27条第3項「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)

1 この規則は、平成21年2月6日改正

(第15条 再認定を追加)

(第32条3号を追加)

(第9章「認定看護師の再認定」第34条を追加し、以下章と条文を繰下げ)

1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。

1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。

(第22条1号、2号、第30条1号、第32条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免

許」を「看護師免許」に変更)

- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。
(第33条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号「前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める」を追加)
(第35条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)
- 1 この規程は、平成27年1月26日から施行する。
- 1 この規程は、2019年2月21日に改正し、2019年7月15日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、B課程認定看護師教育機関における認定看護師教育の実施等については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 最初の認定審査は、2019年4月以降に実施する。
 - (2) 認定看護師教育は、2020年4月から実施する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、A課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師のB課程認定看護師名簿への移行等(第30条第5項第3号の場合を含む。)は、2021年4月以降に開始する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、B課程認定看護師教育機関を修了した者に対する認定審査は、2021年4月以降に開始する。
- 1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。
- 2 第30条第7項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた資格については、その有効期間を2021年3月末日までとする。
- 3 第30条第7項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月末日までの間に名簿に登録された者の資格の有効期間は、2025年12月末日までとする。
- 4 第32条第1項ただし書の規定にかかわらず、2021年3月に有効期間の延長が認められた者の資格については、その有効期間を2021年12月末日までとする。
- 1 この規程は、2024年11月28日に改正し、2025年4月1日から施行する。
(第2条第1項「認定看護師制度委員会における審議を経て理事会において」を削除、第2項「前項の認定看護分野を定めるときには、会長は認定看護師制度委員会に諮問する。」に変更。
第19条第2項「の具体的内容」を削除。
第28条第3項「申請書及び添付資料その他の認定看護師審査会が定める申請書類等(以下この章において「申請書等」という。)」を「認定看護師審査会が定める申請書類」に変更。
第32条第3項2号「看護実践及び自己研鑽の実績」を「自己研鑽等の実績」に変更。
第32条第4項「申請書等」を「申請書類」に変更。
第36条「2021年3月末日までにA課程認定看護師名簿に登録している」及び第2項を削除。)

認定看護分野名		教育機関が認定申請することができる認定看護分野	
日本語名	英語名	A 課程	B 課程
救急看護	Emergency Nursing	○	
皮膚・排泄ケア	Wound, Ostomy and Continence Nursing	○	○
集中ケア	Intensive Care	○	
緩和ケア	Palliative Care	○	○
がん化学療法看護	Cancer Chemotherapy Nursing	○	
がん性疼痛看護	Cancer Pain Management Nursing	○	
訪問看護	Visiting Nursing	○	
感染管理	Infection Control	○	○
糖尿病看護	Diabetes Nursing	○	○
不妊症看護	Infertility Nursing	○	
新生児集中ケア	Neonatal Intensive Care	○	○
透析看護	Dialysis Nursing	○	
手術看護	Perioperative Nursing	○	○
乳がん看護	Breast Cancer Nursing	○	○
摂食・嚥下障害看護	Dysphagia Nursing	○	
小児救急看護	Pediatric Emergency Nursing	○	
認知症看護	Dementia Nursing	○	○
脳卒中リハビリテーション看護	Stroke Rehabilitation Nursing	○	
がん放射線療法看護	Radiation Oncology Nursing	○	○
慢性呼吸器疾患看護	Chronic Respiratory Nursing	○	
慢性心不全看護	Chronic Heart Failure Nursing	○	
がん薬物療法看護	Cancer Chemotherapy and Immunotherapy Nursing		○
クリティカルケア	Critical Care		○
呼吸器疾患看護	Respiratory Nursing		○
在宅ケア	Home Care		○
小児プライマリケア	Pediatric Primary Care		○
心不全看護	Heart Failure Nursing		○
腎不全看護	Nephrology Nursing		○
生殖看護	Reproductive Health Care		○
摂食嚥下障害看護	Dysphagia Nursing		○
脳卒中看護	Stroke Nursing		○